市第 178 号議案

横浜市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部改正

横浜市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年３月14日提出

横浜市長　林　　　文　子

横浜市条例（番号）

横浜市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例

（横浜市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正）

第１条　横浜市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年12月横浜市条例第70号）の一部を次のように改正する。

第４条第４項ただし書中「）及び」を「）に」に、「又は指定介護老人福祉施設及び」を「の当該指定介護老人福祉施設及びユニット型指定介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員（第52条第２項の規定に基づき配置される看護職員に限る。）又は指定介護老人福祉施設に」に、「）を併設する場合」を「以下同じ。）を併設する場合の当該指定介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設」に、「第52条第２項」を「指定地域密着型サービス基準等条例第 171 条第２項」に改める。

第８条中「介護老人保健施設」の次に「若しくは介護医療院」を加える。

第15条中第８項を第９項とし、第７項の次に次の１項を加える。

８　指定介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

⑴　身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を３月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

⑵　身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

⑶　介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第24条の次に次の１条を加える。

（緊急時等の対応）

第24条の２　指定介護老人福祉施設は、現に指定介護福祉施設サービスの提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第４条第１項第１号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。

第28条中第７号を第８号とし、第６号を第７号とし、第５号の次に次の１号を加える。

⑹　緊急時等における対応方法

第47条中第10項を第11項とし、第９項の次に次の１項を加える。

10　ユニット型指定介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

⑴　身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を３

月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

⑵　身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

⑶　介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第51条中第８号を第９号とし、第７号を第８号とし、第６号の次に次の１号を加える。

⑺　緊急時等における対応方法

附則第５項から第７項までの規定中「平成30年３月31日」を「平成36年３月31日」に改める。

（横浜市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部改正）

第２条　横浜市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第71号）の一部を次のように改正する。

第４条第４項ただし書中「）及び」を「以下この項において同じ。）に」に改め、「併設する場合」の次に「の当該介護老人保健施設及びユニット型介護老人保健施設」を加え、同条第６項中「以外の介護老人保健施設」の次に「若しくは介護医療院」を加え、同項中第２号を第３号とし、第１号の次に次の１号を加える。

⑵　介護医療院　栄養士又は介護支援専門員

第４条第７項及び第５条第１項ただし書中「病院又は」を「介護医療院又は病院若しくは」に改める。

第16条中第８項を第９項とし、第７項の次に次の１項を加える

。

８　介護老人保健施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

⑴　身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を３月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

⑵　身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

⑶　介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第45条第１項ただし書中「病院又は」を「介護医療院又は病院若しくは」に改める。

第47条中第10項を第11項とし、第９項の次に次の１項を加える。

10　ユニット型介護老人保健施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

⑴　身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を３月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

⑵　身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

⑶　介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

附則第２項、第３項、第５項、第７項及び第10項中「平成30年３月31日」を「平成36年３月31日」に改める。

（横浜市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第３条　横浜市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第72号）の一部を次のように改正する。

第17条中第８項を第９項とし、第７項の次に次の１項を加える。

８　指定介護療養型医療施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

⑴　身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を３月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

⑵　身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

⑶　介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

（横浜市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第４条　横浜市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第73号）の一部を次のように改正する。

第13条第６項中「以下同じ。）」の次に「、介護医療院（同条第29項に規定する介護医療院をいう。以下同じ。）」を加え、「この条において」を削り、同条第12項中第３号を第４号とし、第２号を第３号とし、第１号の次に次の１号を加える。

⑵　介護医療院　栄養士又は調理員、事務員その他の従業者

第17条に次の１項を加える。

８　養護老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、次に

掲げる措置を講じなければならない。

⑴　身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を３月に１回以上開催するとともに、その結果について、支援員その他の従業者に周知徹底を図ること。

⑵　身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

⑶　支援員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

（横浜市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第５条　横浜市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第74号）の一部を次のように改正する。

第７条ただし書中「）及び」を「）に」に、「並びに特別養護老人ホーム及び」を「の当該特別養護老人ホーム及びユニット型特別養護老人ホームの介護職員及び看護職員（第41条第２項（第49条において準用する場合を含む。）の規定に基づき配置される看護職員に限る。以下この条において同じ。）並びに特別養護老人ホームに」に改め、「場合の」の次に「当該特別養護老人ホーム及びユニット型地域密着型特別養護老人ホームの」を加え、「（第41条第２項の規定に基づき配置される看護職員に限る。）」を削る。

第８条中第７号を第８号とし、第６号を第７号とし、第５号の次に次の１号を加える。

⑹　緊急時等における対応方法

第12条第７項中「介護老人保健施設をいう。以下同じ。）」の

次に「若しくは介護医療院（同条第29項に規定する介護医療院をいう。以下同じ。）」を加える。

第13条中「介護老人保健施設」の次に「若しくは介護医療院」を加える。

第16条中第８項を第９項とし、第７項の次に次の１項を加える。

８　特別養護老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

⑴　身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を３月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

⑵　身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

⑶　介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第23条の次に次の１条を加える。

（緊急時等の対応）

第23条の２　特別養護老人ホームは、現に処遇を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第12条第１項第２号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。

第35条中第８号を第９号とし、第７号を第８号とし、第６号の次に次の１号を加える。

⑺　緊急時等における対応方法

第37条中第10項を第11項とし、第９項の次に次の１項を加える

。

10　ユニット型特別養護老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

⑴　身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を３月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

⑵　身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

⑶　介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第46条第９項中第４号を第５号とし、第３号を第４号とし、第２号の次に次の１号を加える。

⑶　介護医療院　栄養士又は調理員、事務員その他の従業者

附則第９項から第11項までの規定中「平成30年３月31日」を「平成36年３月31日」に改める。

（横浜市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第６条　横浜市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第75号）の一部を次のように改正する。

第18条に次の１項を加える。

７　軽費老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

⑴　身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を３月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

⑵　身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

⑶　介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

（横浜市指定居宅サービスの事業の人員、設備、運営等の基準に関する条例の一部改正）

第７条　横浜市指定居宅サービスの事業の人員、設備、運営等の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第76号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第４節　運営に関する基準（第９条―第42条）　」

を

「第４節　運営に関する基準（第９条―第42条）
第５節　共生型居宅サービスに関する基準（第42条の２―第42条の４）」

に、

「第４節　運営に関する基準（第94条―第122条）　」

を

「第４節　運営に関する基準（第94条―第104条）
第５節　共生型居宅サービスに関する基準（第105条―第122条）」

に、

「　第３款　運営に関する基準（第162条―第170条）　」

を

「　第３款　運営に関する基準（第162条―第170条）
第６節　共生型居宅サービスに関する基準（第170条の２―

第170条の４）」

に改める。

第２条第２項中第５号を第６号とし、第４号の次に次の１号を加える。

⑸　共生型居宅サービス　法第72条の２第１項の申請に係る法第41条第１項本文の指定を受けた者による指定居宅サービスをいう。

第15条第１項中「提供する者」の次に「（以下「居宅介護支援事業者等」という。）」を加える。

第29条第３項第２号の次に次の１号を加える。

⑵の２　居宅介護支援事業者等に対し、指定訪問介護の提供に当たり把握した利用者の服薬状況、口腔（くう）機能その他の利用者の心身の状態及び生活の状況に係る必要な情報の提供を行うこと。

第36条の次に次の１条を加える。

（不当な働きかけの禁止）

第36条の２　指定訪問介護事業者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、指定居宅介護支援事業所（指定居宅介護支援等基準条例第５条第１項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。以下同じ。）の介護支援専門員又は居宅要介護被保険者（法第41条第１項に規定する居宅要介護被保険者をいう。）に対して、利用者に必要のないサービスを当該居宅サービス計画に位置付けるよう求めることその他の不当な働きかけを行ってはならない。

第３章に次の１節を加える。

第５節　共生型居宅サービスに関する基準

（この節の趣旨）

第42条の２　第１節から前節までの規定にかかわらず、訪問介護に係る共生型居宅サービス（以下「共生型訪問介護」という。）の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

（共生型訪問介護の基準）

第42条の３　共生型訪問介護の事業を行う指定居宅介護事業者（横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第64号。以下「指定障害福祉サービス基準条例」という。）第６条第１項に規定する指定居宅介護事業者をいう。）又は重度訪問介護（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）第５条第３項に規定する重度訪問介護をいう。以下同じ。）に係る指定障害福祉サービス（障害者総合支援法第29条第１項に規定する指定障害福祉サービスをいう。以下同じ。）の事業を行う者が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

⑴　指定居宅介護事業所（指定障害福祉サービス基準条例第６条第１項に規定する指定居宅介護事業所をいう。）又は重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業を行う者が当該事業を行う事業所（以下「指定居宅介護事業所等」という。）の従業者の員数が、当該指定居宅介護事業所等が提供する指定居宅介護（指定障害福祉サービス基準条例第５条第１項に規定する指定居宅介護をいう。）又は重度訪問介護（以下

「指定居宅介護等」という。）の利用者の数を指定居宅介護等の利用者及び共生型訪問介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定居宅介護事業所等として必要とされる数以上であること。

⑵　共生型訪問介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定訪問介護事業所（共生型訪問介護の事業を行うものを除く。）その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（準用）

第42条の４　第５条、第６条（第１項を除く。）及び第７条並びに前節の規定は、共生型訪問介護の事業について準用する。この場合において、第６条第２項中「利用者（」とあるのは「利用者（共生型訪問介護の利用者及び指定居宅介護又は重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの利用者をいい、」と、「指定訪問介護及び」とあるのは「共生型訪問介護及び指定居宅介護又は重度訪問介護に係る指定障害福祉サービス並びに」と読み替えるものとする。

第54条中「及び第32条」を「、第32条から第36条まで及び第37条」に改める。

第56条第５項中「第 181 条第10項」を「第 181 条第14項」に改める。

第60条第１項中「居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者」を「居宅介護支援事業者等」に改める。

第70条中「第32条から」の次に「第36条まで、第37条から」を

加える。

第72条の見出し中「理学療法士等」を「従業者」に改め、同条第１項中「は、」を「が」に、「、指定訪問リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下この章において「理学療法士等」という。）を置かなければならない」を「置くべき従業者の員数は、次のとおりとする」に改め、同項に次の各号を加える。

⑴　医師　指定訪問リハビリテーションの提供に当たらせるために必要な１以上の数

⑵　理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下「理学療法士等」という。）　１以上

第72条第２項中「前項」を「第１項」に改め、同項を同条第３項とし、同条第１項の次に次の１項を加える。

２　前項第１号の医師は、常勤でなければならない。

第73条第１項中「又は介護老人保健施設」を「、介護老人保健施設又は介護医療院」に改める。

第81条中「、看護職員（歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を除いた保健師、看護師又は准看護師をいう。以下この章において同じ。）」を削る。

第82条第１項第１号イ中「、看護職員」を削り、同項第３号を削る。

第83条第１項中「、薬局又は指定訪問看護ステーション等」を「又は薬局」に改める。

第86条第３項を削る。

第87条中第５号を第６号とし、第４号の次に次の１号を加える。

⑸　通常の事業の実施地域

第104条中「第34条から」の次に「第36条まで、第37条から」を加える。

第８章中第104条の次に次の節名を付する。

第５節　共生型居宅サービスに関する基準

第105条から第122条までを次のように改める。

（この節の趣旨）

第105条　第１節から前節までの規定にかかわらず、通所介護に係る共生型居宅サービス（以下「共生型通所介護」という。）の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

（共生型通所介護の基準）

第106条　共生型通所介護の事業を行う指定生活介護事業者（指定障害福祉サービス基準条例第80条第１項に規定する指定生活介護事業者をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業者（指定障害福祉サービス基準条例第143条第１項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業者をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業者（指定障害福祉サービス基準条例第153条第１項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者をいう。）、指定児童発達支援事業者（横浜市指定通所支援の事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第61号。以下「指定通所支援基準条例」という。）第６条第１項に規定する指定児童発達支援事業者をいい、主として重症心身障害

児（児童福祉法（昭和22年法律第 164 号）第７条第２項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ。）を通わせる事業所において指定児童発達支援（指定通所支援基準条例第５条に規定する指定児童発達支援をいう。以下同じ。）を提供する事業者を除く。）又は指定放課後等デイサービス事業者（指定通所支援基準条例第73条第１項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいい、主として重症心身障害児を通わせる事業所において指定放課後等デイサービス（指定通所支援基準条例第72条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。以下同じ。）を提供する事業者を除く。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

⑴　指定生活介護事業所（指定障害福祉サービス基準条例第80条第１項に規定する指定生活介護事業所をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業所（指定障害福祉サービス基準条例第 143 条第１項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業所をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業所（指定障害福祉サービス基準条例第 153 条第１項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所をいう。）、指定児童発達支援事業所（指定通所支援基準条例第６条第１項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。）又は指定放課後等デイサービス事業所（指定通所支援基準条例第73条第１項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。）（以下「指定生活介護事業所等」という。）の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所等が提供する指定生活介護（指定障害福祉サービス基準条例第79条に規定する指定生活介護をいう。）、指定自立訓練

（機能訓練）（指定障害福祉サービス基準条例第142条に規定する指定自立訓練（機能訓練）をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）（指定障害福祉サービス基準条例第152条に規定する指定自立訓練（生活訓練）をいう。）、指定児童発達支援又は指定放課後等デイサービス（以下「指定生活介護等」という。）の利用者の数を指定生活介護等の利用者及び共生型通所介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所等として必要とされる数以上であること。

⑵　共生型通所介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定通所介護事業所（共生型通所介護の事業を行うものを除く。）その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（準用）

第107条　第９条から第18条まで、第20条、第22条、第27条、第28条、第34条から第36条まで、第37条から第39条まで、第41条、第51条、第90条、第92条及び第93条第４項並びに前節（第104条を除く。）の規定は、共生型通所介護の事業について準用する。この場合において、第９条第１項中「第30条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第98条に規定する運営規程をいう。第34条において同じ。）」と、「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型通所介護従業者」という。）」と、第28条及び第34条中「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、第93条第４項中「前項ただし書の場合（指定通所介護事業者が第１項に

掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）」とあるのは「共生型通所介護事業者が共生型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第96条第２号、第97条第５項及び第99条第２項中「通所介護従業者」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、第 103 条第２項第２号中「次条において準用する第20条第２項」とあるのは「第20条第２項」と、同項第３号中「次条において準用する第27条」とあるのは「第27条」と、同項第４号中「次条において準用する第38条第２項」とあるのは「第38条第２項」と読み替えるものとする。

第 108 条から第 122 条まで　削除

第 125 条第１項中「介護老人保健施設」の次に「又は介護医療院」を加える。

第 129 条第１項中「作業療法士」の次に「若しくは言語聴覚士」を加える。

第 135 条第４項中「若しくは介護老人保健施設」を「、介護老人保健施設若しくは介護医療院」に改める。

第 140 条第２項中「居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者」を「居宅介護支援事業者等」に改める。

第 152 条第２項中「（指定居宅介護支援等基準条例第５条第１項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。）」を削る。

第 157 条中「第38条まで」を「第36条まで、第37条、第38条」に改める。

第10章に次の１節を加える。

第６節　共生型居宅サービスに関する基準

（この節の趣旨）

第170条の２　第１節から前節までの規定にかかわらず、短期入所生活介護に係る共生型居宅サービス（以下「共生型短期入所生活介護」という。）の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

（共生型短期入所生活介護の基準）

第170条の３　共生型短期入所生活介護の事業を行う指定短期入所事業者（指定障害福祉サービス基準条例第103条第１項に規定する指定短期入所事業者をいい、指定障害者支援施設（障害者総合支援法第29条第１項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下同じ。）が指定短期入所（指定障害福祉サービス基準条例第99条に規定する指定短期入所をいう。以下同じ。）の事業を行う事業所として当該施設と一体的に運営を行う事業所又は指定障害者支援施設がその施設の全部又は一部が利用者に利用されていない居室を利用して指定短期入所の事業を行う場合において、当該事業を行う事業所（以下「指定短期入所事業所」という。）において指定短期入所を提供する事業者に限る。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

⑴　指定短期入所事業所の居室の面積を、指定短期入所の利用者及び共生型短期入所生活介護の利用者の数の合計数で除して得た面積が9.9平方メートル以上であること。

⑵　指定短期入所事業所の従業者の員数が、当該指定短期入所事業所が提供する指定短期入所の利用者の数を指定短期入所

の利用者及び共生型短期入所生活介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定短期入所事業所として必要とされる数以上であること。

⑶　共生型短期入所生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定短期入所生活介護事業所（共生型短期入所生活介護の事業を行うものを除く。）その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（準用）

第170条の４　第10条から第14条まで、第16条、第17条、第20条、第22条、第27条、第34条から第36条まで、第37条、第38条、第41条、第51条、第99条、第101条、第134条及び第136条並びに第４節（第157条を除く。）の規定は、共生型短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第34条中「運営規程」とあるのは「運営規程（第151条に規定する運営規程をいう。第139条第１項において同じ。）」と、「訪問介護員等」とあるのは「共生型短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下「共生型短期入所生活介護従業者」という。）」と、第99条第２項中「通所介護従業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と、第139条第１項中「第151条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程」と、同項、第142条第３項、第143条第１項及び第150条中「短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と、第156条第１項第１号中「次条において準用する第99条第１項」とあるのは「第99条第１項」と、同条第２項第４号中「次条において準用する第20条第２項」とあるのは「第20条第２項」と、

同項第５号中「次条において準用する第27条」とあるのは「第27条」と、同項第６号中「次条において準用する第38条第２項」とあるのは「第38条第２項」と読み替えるものとする。

第 172 条第１項に次の１号を加える。

⑸　介護医療院である指定短期入所療養介護事業所にあっては、当該指定短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士の員数は、それぞれ、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合における法に規定する介護医療院として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。

第 173 条第１項第４号イ中「食堂及び」を削り、同項に次の１号を加える。

⑸　介護医療院である指定短期入所療養介護事業所にあっては、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院（横浜市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（平成　年　月横浜市条例第　号）第43条に規定するユニット型介護医療院をいう。以下同じ。）に関するものを除く。）を有することとする。

第 174 条中「介護老人保健施設」の次に「若しくは介護医療院」を加える。

第 184 条に次の１号を加える。

⑷　介護医療院である指定短期入所療養介護事業所にあっては、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合において入所定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数

第189条第1項中「介護老人保健施設であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあっては、法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護老人保健施設に関するものに限る。）を有することとする」を「次のとおりとする」に改め、同項に次の各号を加える。

⑴　介護老人保健施設であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあっては、法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護老人保健施設に関するものに限る。）を有することとする。

⑵　介護医療院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあっては、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院に関するものに限る。）を有することとする。

第197条中「ユニット型介護老人保健施設であるユニット型指定短期入所療養介護事業所について、」を「次に掲げる」に改め、「を当該ユニット型介護老人保健施設の入居者とみなした場合において入居定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者」を削り、同条に次の各号を加える。

⑴　ユニット型介護老人保健施設であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあっては、利用者を当該ユニット型介護老人保健施設の入居者とみなした場合において入居定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数

⑵　ユニット型介護医療院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあっては、利用者を当該ユニット型介護医療院の入居者とみなした場合において入居定員及び療養室の定員

を超えることとなる利用者数

第200条第８項中「のうち１人以上及び介護職員のうち」を「及び介護職員のうちそれぞれ」に改める。

第208条中第８項を第９項とし、第７項の次に次の１項を加える。

８　指定特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

⑴　身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を３月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

⑵　身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

⑶　介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第219条及び第230条中「第38条まで」を「第36条まで、第37条、第38条」に改める。

第237条第１号中「利用料等」を「利用料、全国平均貸与価格等」に改め、同条に次の１号を加える。

⑹　指定福祉用具貸与の提供に当たっては、同一種目における機能及び価格帯の異なる複数の福祉用具に関する情報を利用者に提供するものとする。

第238条第４項中「当該利用者」の次に「及び当該利用者に係る介護支援専門員」を加える。

第245条及び第256条中「第35条」の次に「、第36条、第37条」を加える。

附則第21項第１号中「老人福祉法第20条の６に規定する軽費老

人ホーム」を「軽費老人ホーム（老人福祉法第20条の６に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。）」に改める。

附則に次の３項を加える。

25　第200条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年３月31日までの間に転換（当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。以下同じ。）を行って指定特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を除く。）の事業を行う医療機関併設型指定特定施設（介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定特定施設をいう。以下同じ。）の生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の員数の基準は、次のとおりとする。

⑴　機能訓練指導員　併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士により当該医療機関併設型指定特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができること。

⑵　生活相談員又は計画作成担当者　当該医療機関併設型指定特定施設の実情に応じた適当数

26　第222条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当

該診療所の病床を平成36年３月31日までの間に転換を行って外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定特定施設の生活相談員及び計画作成担当者の員数の基準は、当該医療機関併設型指定特定施設の実情に応じた適当数とする。

27　第202条及び第224条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年３月31日までの間に転換を行って指定特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定特定施設においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該医療機関併設型指定特定施設に浴室、便所及び食堂を置かないことができる。

（横浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等の基準等に関する条例の一部改正）

第８条　横浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等の基準等に関する条例（平成24年12月横浜市条例第77号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第５節　指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準」

を

「第５節　共生型地域密着型サービスに関する基準（第60条の

20の２―第60条の20の４）

第６節　指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準」

に改める。

第２条中第５号を第６号とし、第４号の次に次の１号を加える。

⑸　共生型地域密着型サービス　法第78条の２の２第１項の申請に係る法第42条の２第１項本文の指定を受けた者による指定地域密着型サービスをいう。

第７条第２項中「この章において」を削り、同項ただし書中「３年以上」を「１年以上（特に業務に従事した経験が必要な者として省令の規定により厚生労働大臣が定めるものにあっては、３年以上）」に改め、同条第５項中「、午後６時から午前８時までの間において」を削り、同項に次の１号を加える。

⑿　介護医療院

第７条第７項中「午後６時から午前８時までの間は、」を削り、同条第８項中「、午後６時から午前８時までの間は」を削り、同条第12項中「第181条第10項」を「第181条第14項」に改める。

第33条第３項中「午後６時から午前８時までの間に行われる」を削る。

第40条第１項中「３月」を「６月」に改め、同条第４項中「には」の次に「、正当な理由がある場合を除き」を加え、「行うよう努めなければならない」を「行わなければならない」に改める。

第48条第２項ただし書中「３年以上」を「１年以上（特に業務に従事した経験が必要な者として省令の規定により厚生労働大臣が定めるものにあっては、３年以上）」に改める。

第60条の３第９項中「ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう」の次に「。以下この項及び第66条第１項において同じ」を加える。

第４章の２中第５節を第６節とし、第４節の次に次の１節を加える。

第５節　共生型地域密着型サービスに関する基準

（この節の趣旨）

第60条の20の２　第１節から前節までの規定にかかわらず、地域密着型通所介護に係る共生型地域密着型サービス（以下「共生型地域密着型通所介護」という。）の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

（共生型地域密着型通所介護の基準）

第60条の20の３　共生型地域密着型通所介護の事業を行う指定生活介護事業者（横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第64号。以下「指定障害福祉サービス基準条例」という。）第80条第１項に規定する指定生活介護事業者をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業者（指定障害福祉サービス基準条例第143条第１項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業者をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業者（指定障害福祉サービス基準条例第153条第１項に規定する指定自立訓練（生活訓練

）事業者をいう。）、指定児童発達支援事業者（横浜市指定通所支援の事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第61号。以下「指定通所支援基準条例」という。）第６条第１項に規定する指定児童発達支援事業者をいい、主として重症心身障害児（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第７条第２項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ。）を通わせる事業所において指定児童発達支援（指定通所支援基準条例第５条に規定する指定児童発達支援をいう。以下同じ。）を提供する事業者を除く。）又は指定放課後等デイサービス事業者（指定通所支援基準条例第73条第１項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいい、主として重症心身障害児を通わせる事業所において指定放課後等デイサービス（指定通所支援基準条例第72条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。）を提供する事業者を除く。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

⑴　指定生活介護事業所（指定障害福祉サービス基準条例第80条第１項に規定する指定生活介護事業所をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業所（指定障害福祉サービス基準条例第143条第１項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業所をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業所（指定障害福祉サービス基準条例第153条第１項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所をいう。）、指定児童発達支援事業所（指定通所支援基準条例第６条第１項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。）又は指定放課後等デイサービス事業所（指定通所支援基準条例第73条第１項に規定する指定放課後

等デイサービス事業所をいう。）（以下「指定生活介護事業所等」という。）の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所等が提供する指定生活介護（指定障害福祉サービス基準条例第79条に規定する指定生活介護をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）（指定障害福祉サービス基準条例第 142 条に規定する指定自立訓練（機能訓練）をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）（指定障害福祉サービス基準条例第 152 条に規定する指定自立訓練（生活訓練）をいう。）、指定児童発達支援又は指定放課後等デイサービス（以下「指定生活介護等」という。）の利用者の数を指定生活介護等の利用者及び共生型地域密着型通所介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所等として必要とされる数以上であること。

⑵　共生型地域密着型通所介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定地域密着型通所介護事業所（共生型地域密着型通所介護の事業を行うものを除く。）その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（準用）

第60条の20の４　第10条から第14条まで、第16条から第19条まで、第21条、第23条、第29条、第35条から第39条まで、第42条、第54条及び第60条の２、第60条の４、第60条の５第４項並びに前節（第60条の20を除く。）の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第10条第１項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第60条の12に規定する運営規程をいう。第35条において同じ。）

」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。）」と、第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第60条の５第４項中「前項ただし書の場合（指定地域密着型通所介護事業者が第１項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第60条の９第４号、第60条の10第５項及び第60条の13第２項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第60条の19第２項第４号中「次条において準用する第21条第２項」とあるのは「第21条第２項」と、同項第５号中「次条において準用する第29条」とあるのは「第29条」と、同項第６号中「次条において準用する第39条第２項」とあるのは「第39条第２項」と読み替えるものとする。

第60条の25中「９人」を「18人」に改める。

第60条の38中「第35条中」の次に「「運営規程」とあるのは「第60条の34の重要事項に関する規程」と、」を加える。

第62条第１項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第66条第１項中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を除く。）」を加

え、「とする」を「とし、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設においてはユニットごとに当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入居者の数と当該共用型指定認知症対応型通所介護の利用者の数の合計が１日当たり12人以下となる数とする」に改め、同条第２項中「第83条第７項において」を「以下」に改める。

第83条第１項中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下この章において同じ」を「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下同じ」に、「指定介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。以下この章において同じ」を「指定介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ」に、「及び当該本体事業所」を「並びに当該本体事業所」に改め、「他の同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」の次に「及び第 181 条第８項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」を加え、同条第６項の表中「又は指定介護療養型医療施設」を「、指定介護療養型医療施設」に改め、「限る。）」の次に「又は介護医療院」を加え、同条第７項中「（以下」の次に「この章において」を加える。

第84条第３項、第85条、第 105 条第３項、第 113 条第２項及び第 114 条中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第 119 条中第９項を第10項とし、第８項の次に次の１項を加える。

９　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

⑴　身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を３月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。

⑵　身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

⑶　介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第127条第３項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第132条第４項中「のうち１人以上、」を削り、「介護職員のうち」の次に「それぞれ」を加え、同項ただし書中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加え、同条第７項第１号中「若しくは作業療法士」を「、作業療法士若しくは言語聴覚士」に改め、同項に次の１号を加える。

⑶　介護医療院　介護支援専門員

第140条中第８項を第９項とし、第７項の次に次の１項を加える。

８　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

⑴　身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を３月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

⑵　身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

⑶　介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第 153 条第４項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加え、「この章において」を削り、同条第８項第２号中「若しくは作業療法士」を「、作業療法士若しくは言語聴覚士」に改め、同項に次の１号を加える。

⑷　介護医療院　栄養士又は介護支援専門員

第 155 条中「介護老人保健施設」の次に「若しくは介護医療院」を加える。

第 159 条中第10項を第11項とし、第９項の次に次の１項を加える。

10　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

⑴　身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を３月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

⑵　身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

⑶　介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第 167 条の次に次の１条を加える。

（緊急時等の対応）

第 167 条の２　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、現にユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第 153 条第１項第１号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法

を定めておかなければならない。

第170条中第８号を第９号とし、第７号を第８号とし、第６号の次に次の１号を加える。

⑺　緊急時等における対応方法

第181条第１項中「指定看護小規模多機能型居宅介護（」の次に「第83条第７項に規定する」を加え、「又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」を「及びサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、「の登録者の」の次に「、第８項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の、同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に係る同項に規定する本体事業所、当該本体事業所に係る他の同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所及び当該本体事業所に係る第83条第７項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の」を加え、「この章において」を削り、同条第６項中「指定看護小規模多機能型居宅介護（」の次に「第83条第７項に規定する」を加え、「、当該本体事業所」を「当該本体事業所」に改め、「行う指定看護小規模多機能型居宅介護を」の次に「、第８項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の心身の状況を勘案し、その処遇に支障がない場合に、当該登録者を当該

本体事業所に宿泊させて行う指定看護小規模多機能型居宅介護を」を加え、同条第７項に次の１号を加える。

⑸　介護医療院

第181条中第10項を第14項とし、同項の前に次の１項を加える。

13　第11項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、本体事業所の介護支援専門員により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対して居宅サービス計画の作成が適切に行われるときは、介護支援専門員に代えて、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する前項の省令の規定により厚生労働大臣が別に定める研修を修了している者（以下「研修修了者」という。）を置くことができる。

第181条中第９項を第12項とし、第８項を第11項とし、第７項の次に次の３項を加える。

８　第１項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応し、利用者に対し適切な看護サービスを提供できる体制にある指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について３年以上の経験を有する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者により設置される当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であって、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定看護小規模多機能型

居宅介護の提供に係る支援を行うもの（以下「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営され、利用者に対し適切な看護サービスを提供できる体制にあるものをいう。以下同じ。）に置くべき訪問サービスの提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、２人以上とすることができる。

９　第１項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、夜間及び深夜の時間帯を通じて本体事業所において宿直勤務を行う看護小規模多機能型居宅介護従業者により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯を通じて宿直勤務を行う看護小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。

10　第４項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、看護職員の員数は、常勤換算方法で１以上とする。

第 182 条第２項中「前項」を「第１項」に改め、「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加え、同項を同条第３項とし、同条第１項の次に次の１項を加える。

２　前項本文の規定にかかわらず、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、本体事業所の管理者をもって充てることができる。

第 183 条中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第 184 条第１項中「この章において」を削り、「29人」の次に「（サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、18人）」を加え、同条第２項第１号中「、」を削り、「利用定員」の次に「、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては12人」を加え、同項第２号中「９人」の次に「（サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、６人）」を加える。

第 185 条第２項第２号に次のように加える。

オ　指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が診療所である場合であって、当該指定看護小規模多機能型居宅介護の利用者へのサービスの提供に支障がない場合には、当該診療所が有する病床については、宿泊室を兼用することができる。

第 189 条第１項中「介護支援専門員」の次に「（第 181 条第13項の規定により介護支援専門員を配置していないサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、研修修了者。以下同じ。）」を加える。

第 192 条中「第60条の17第１項から第４項まで」を「第60条の17」に改め、「の活動状況」と」の次に「、第88条中「第83条第12項」とあるのは「第 181 条第13項」と」を加える。

附則第15項中「平成30年３月31日」を「平成36年３月31日」に改める。

附則に次の２項を加える。

17　第132条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年３月31日までの間に転換（当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。以下同じ。）を行って指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定地域密着型特定施設（介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定地域密着型特定施設をいう。以下同じ。）の生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の員数の基準は、次のとおりとする。

⑴　機能訓練指導員　併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士により当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができること。

⑵　生活相談員又は計画作成担当者　当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の実情に応じた適当数

18　第134条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年３月31日までの間に転換を行って指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定地域密着型特定施設においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を

利用することにより、当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設に浴室、便所及び食堂を設けないことができる。

（横浜市指定居宅介護支援の事業の人員、運営等の基準に関する条例の一部改正）

第９条　横浜市指定居宅介護支援の事業の人員、運営等の基準に関する条例（平成26年９月横浜市条例第51号）の一部を次のように改正する。

第３条第３項中「指定居宅サービス等事業者」を「指定居宅サービス等事業者等」に改め、同条第４項中「介護保険施設」の次に「、指定特定相談支援事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123 号）第51条の17第１項第１号に規定する指定特定相談支援事業者をいう。）」を加える。

第５条第１項中「（以下次条第２項を除き、「介護支援専門員」という。）」を削る。

第６条第２項中「介護支援専門員」を「主任介護支援専門員（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第 140 条の66第１号イ⑶に規定する主任介護支援専門員をいう。）」に改める。

第７条第２項中「である」を「であり、利用者は複数の指定居宅サービス等事業者等を紹介するよう求めることができる」に改め、同条中第７項を第８項とし、同条第６項各号列記以外の部分中「第３項」を「第４項」に改め、同項第１号中「第３項各号」を「第４項各号」に改め、同項を同条第７項とし、同条第５項中

「第３項第１号」を「第４項第１号」に改め、同項を同条第６項とし、同条中第４項を第５項とし、同条第３項中「第６項」を「第７項」に改め、同項を同条第４項とし、同条第２項の次に次の１項を加える。

３　指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には、当該利用者に係る介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。

第16条第９号中「この条において」を削り、同号ただし書中「ただし、」の次に「利用者（末期の悪性腫瘍の患者に限る。）の心身の状況等により、主治の医師又は歯科医師（以下「主治の医師等」という。）の意見を勘案して必要と認める場合その他の」を加え、同条第13号の次に次の１号を加える。

⒀の２　介護支援専門員は、指定居宅サービス等事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔（くう）機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供するものとする。

第16条第18号の次に次の１号を加える。

⒅の２　介護支援専門員は、居宅サービス計画に厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護（厚生労働大臣が定めるものに限る。以下同じ。）を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要

な理由を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市町村に届け出なければならない。

第16条第19号中「主治の医師又は歯科医師（以下「主治の医師等」という。）」を「主治の医師等」に改め、同号の次に次の１号を加える。

⒆の２　前号の場合において、介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付しなければならない。

（横浜市指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例の一部改正）

第10条　横浜市指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第78号）の一部を次のように改正する。

目次中

「　第４款　介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第150条—第154条）　」

を

「　第４款　介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第150条—第154条）
第７節　共生型介護予防サービスに関する基準（第154条の２—第154条の４）　」

に改める。

第２条第２項中第５号を第６号とし、第４号の次に次の１号を

加える。

⑸　共生型介護予防サービス　法第115条の２の２第１項の申請に係る法第53条第１項本文の指定を受けた者による指定介護予防サービスをいう。

第71条の見出し中「理学療法士等」を「従業者」に改め、同条第１項中「は、」を「が」に、「、指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下「理学療法士等」という。）を置かなければならない」を「置くべき従業者の員数は、次のとおりとする」に改め、同項に次の各号を加える。

⑴　医師　指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たらせるために必要な１以上の数

⑵　理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下「理学療法士等」という。）　１以上

第71条第２項中「前項」を「第１項」に改め、同項を同条第３項とし、同条第１項の次に次の１項を加える。

２　前項第１号の医師は、常勤でなければならない。

第72条第１項中「又は介護老人保健施設」を「、介護老人保健施設又は介護医療院」に改める。

第79条中「、看護職員（歯科衛生士が行う介護予防居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を除いた保健師、看護師又は准看護師をいう。以下この章において同じ。）」を削る。

第80条第１項第１号イ中「、看護職員」を削り、同項第３号を削る。

第81条第１項中「、薬局又は指定訪問看護ステーション等」を「又は薬局」に改める。

第83条中第５号を第６号とし、第４号の次に次の１号を加える。

⑸　通常の事業の実施地域

第87条第３項を削る。

第106条第１項ただし書中「介護老人保健施設」の次に「又は介護医療院」を加える。

第117条第４項中「若しくは介護老人保健施設」を「、介護老人保健施設若しくは介護医療院」に改める。

第10章に次の１節を加える。

第７節　共生型介護予防サービスに関する基準

（この節の趣旨）

第154条の２　第１節から前節までの規定にかかわらず、介護予防短期入所生活介護に係る共生型介護予防サービス（以下「共生型介護予防短期入所生活介護」という。）の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

（共生型介護予防短期入所生活介護の基準）

第154条の３　共生型介護予防短期入所生活介護の事業を行う指定短期入所事業者（横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第64号。以下「指定障害福祉サービス基準条例」という。）第103条第１項に規定する指定短期入所事業者をいい、指定障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援

するための法律（平成17年法律第 123 号）第29条第１項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下同じ。）が指定短期入所（指定障害福祉サービス基準条例第99条に規定する指定短期入所をいう。以下同じ。）の事業を行う事業所として当該施設と一体的に運営を行う事業所又は指定障害者支援施設がその施設の全部又は一部が利用者に利用されていない居室を利用して指定短期入所の事業を行う場合において、当該事業を行う事業所（以下「指定短期入所事業所」という。）において指定短期入所を提供する事業者に限る。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

⑴　指定短期入所事業所の居室の面積を、指定短期入所の利用者の数と共生型介護予防短期入所生活介護の利用者の数の合計数で除して得た面積が 9.9 平方メートル以上であること。

⑵　指定短期入所事業所の従業者の員数が、当該指定短期入所事業所が提供する指定短期入所の利用者の数を指定短期入所の利用者及び共生型介護予防短期入所生活介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定短期入所事業所として必要とされる数以上であること。

⑶　共生型介護予防短期入所生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定介護予防短期入所生活介護事業所（共生型介護予防短期入所生活介護の事業を行うものを除く。）その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（準用）

第 154 条の４　第46条の３から第46条の７まで、第46条の９、第

46条の10、第46条の13、第47条の２、第47条の３、第49条、第50条の４から第50条の８まで、第50条の11、第 108 条の２、第 108 条の４、第 116 条及び第 118 条並びに第４節（第 132 条を除く。）及び第５節の規定は、共生型介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第50条の４中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」という。）」と、第 108 条の２第２項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」と、第 121 条第１項及び第 125 条中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」と、第 131 条第１項第１号中「次条において準用する第 108 条の２第１項」とあるのは「第 108 条の２第１項」と、同条第２項第３号中「次条において準用する第46条の13第２項」とあるのは「第46条の13第２項」と、同項第４号中「次条において準用する第47条の３」とあるのは「第47条の３」と、同項第５号中「次条において準用する第50条の８第２項」とあるのは「第50条の８第２項」と読み替えるものとする。

第 156 条第１項に次の１号を加える。

⑸　介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、当該指定介護予防短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士の員数は、それぞれ、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合における法に規定する介護医

療院として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。

第 157 条第１項第４号イ中「食堂及び」を削り、同項に次の１号を加える。

⑸　介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院（横浜市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（平成　年　月横浜市条例第　号）第43条に規定するユニット型介護医療院をいう。以下同じ。）に関するものを除く。）を有することとする。

第 158 条中「介護老人保健施設」の次に「若しくは介護医療院」を加える。

第 162 条に次の１号を加える。

⑷　介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合において入所定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数

第 174 条第１項中「介護老人保健施設であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護老人保健施設に関するものに限る。）を有することとする」を「次のとおりとする」に改め、同項に次の各号を加える。

⑴　介護老人保健施設であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、法に規定する介護老人保健施設

として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護老人保健施設に関するものに限る。）を有することとする。

⑵　介護医療院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院に関するものに限る。）を有することとする。

第178条中「ユニット型介護老人保健施設であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所について、」を「次に掲げる」に改め、「を当該ユニット型介護老人保健施設の入居者とみなした場合において入居定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者」を削り、同条に次の各号を加える。

⑴　ユニット型介護老人保健施設であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、利用者を当該ユニット型介護老人保健施設の入居者とみなした場合において入居定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数

⑵　ユニット型介護医療院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、利用者を当該ユニット型介護医療院の入居者とみなした場合において入居定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数

第186条第８項中「のうち１人以上及び介護職員のうち」を「及び介護職員のうちそれぞれ」に改める。

第194条に次の１項を加える。

５　指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

⑴　身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を３月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

⑵　身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

⑶　介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第233条第１号中「利用料等」を「利用料、全国平均貸与価格等」に改め、同条に次の１号を加える。

⑺　指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、同一種目における機能及び価格帯の異なる複数の福祉用具に関する情報を利用者に提供するものとする。

第234条第４項中「当該利用者」の次に「及び当該利用者に係る介護支援専門員」を加える。

附則に次の３項を加える。

22　第186条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年３月31日までの間に転換（当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホーム（老人福祉法第20条の６に規定する軽費老人ホームをいう。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。以下同じ。）を行って指定介護予防特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護を除く。）の事業を行う医療機関併設型指定介護予防特定施設（介護老人保健施設、介護医療院又

は病院若しくは診療所に併設される指定介護予防特定施設をいう。以下同じ。）の生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の員数の基準は、次のとおりとする。

⑴　機能訓練指導員　併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士により当該医療機関併設型指定介護予防特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができること。

⑵　生活相談員又は計画作成担当者　当該医療機関併設型指定介護予防特定施設の実情に応じた適当数

23　第210条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年３月31日までの間に転換を行って外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定介護予防特定施設の生活相談員及び計画作成担当者の員数の基準は、当該医療機関併設型指定介護予防特定施設の実情に応じた適当数とする。

24　第188条及び第212条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年３月31日までの間に転換を行って指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定介護予防特定施設においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定介護予防特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるとき

は、当該医療機関併設型指定介護予防特定施設に浴室、便所及び食堂を設けないことができる。

（横浜市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例の一部改正）

第11条　横浜市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第79号）の一部を次のように改正する。

第６条第１項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第10条第１項中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（指定地域密着型サービス基準等条例第 152 条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下同じ。）を除く。）」を加え、「とする」を「とし、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設においてはユニットごとに当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入居者の数と当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者の数の合計が１日当たり12人以下となる数とする」に改める。

第45条第６項の表中「又は指定介護療養型医療施設」を「、指定介護療養型医療施設」に改め、「限る。）」の次に「又は介護医療院」を加える。

第46条第３項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加え、「次条において」を「以下」に、「次条、第74条第２項

及び第75条において」を「以下」に改める。

第47条、第62条第３項、第74条第２項及び第75条中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第80条に次の１項を加える。

５　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

⑴　身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を３月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。

⑵　身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

⑶　介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第85条第３項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

（横浜市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営、指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例の一部改正）

第12条　横浜市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営、指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例（平成26年９月横浜市条例第52号）の一部を次のように改正する。

第３条第４項中「介護保険施設」の次に「、指定特定相談支援事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123 号）第51条の17第１項第１号に規定

する指定特定相談支援事業者をいう。）」を加える。

第７条第２項中「である」を「であり、利用者は複数の指定介護予防サービス等事業者等を紹介するよう求めることができる」に改め、同条中第７項を第８項とし、同条第６項各号列記以外の部分中「第３項」を「第４項」に改め、同項第１号中「第３項各号」を「第４項各号」に改め、同項を同条第７項とし、同条第５項中「第３項第１号」を「第４項第１号」に改め、同項を同条第６項とし、同条中第４項を第５項とし、第３項を第４項とし、第２項の次に次の１項を加える。

３　指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には、担当職員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。

第33条第９号中「ために」の次に「、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、」を加え、同条第14号の次に次の１号を加える。

⒁の２　担当職員は、指定介護予防サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔（くう）機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供するものとする。

第33条第21号の次に次の１号を加える。

(21)の２　前号の場合において、担当職員は、介護予防サービス

計画を作成した際には、当該介護予防サービス計画を主治の医師等に交付しなければならない。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、平成30年４月１日から施行する。ただし、第７条中横浜市指定居宅サービスの事業の人員、設備、運営等の基準に関する条例（以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）第237条第１号の改正規定、第９条中横浜市指定居宅介護支援の事業の人員、運営等の基準に関する条例（以下「指定居宅介護支援等基準条例」という。）第16条第18号の次に１号を加える改正規定及び第10条中横浜市指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例（以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。）第233条第１号の改正規定は、同年10月１日から施行する。

（看護職員が行う指定居宅療養管理指導に係る経過措置）

2　この条例の施行の際現に介護保険法（平成９年法律第123号）第41条第１項に規定する指定居宅サービスを行っている事業所において行われる第７条の規定による改正前の指定居宅サービス等基準条例（以下「旧指定居宅サービス等基準条例」という。）第81条に規定する指定居宅療養管理指導のうち、看護職員（歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を除いた保健師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）が行うものについては、旧指定居宅サービス等基準条例第81条から第83条まで及び第86条第３項の規定は、平成30年９

月30日までの間、なおその効力を有する。

（管理者に係る経過措置）

３　この条例の施行の日から平成33年３月31日までの間は、第９条の規定による改正後の指定居宅介護支援等基準条例第６条第２項の規定にかかわらず、介護支援専門員（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第１号イ⑶に規定する主任介護支援専門員を除く。）を指定居宅介護支援等基準条例第６条第１項に規定する管理者とすることができる。

（看護職員が行う指定介護予防居宅療養管理指導に係る経過措置）

４　この条例の施行の際現に介護保険法第53条第１項に規定する指定介護予防サービスを行っている事業所において行われる第10条の規定による改正前の指定介護予防サービス等基準条例（以下「旧介護予防サービス等基準条例」という。）第79条に規定する指定介護予防居宅療養管理指導のうち、看護職員が行うものについては、旧介護予防サービス等基準条例第79条から第81条まで及び第87条第３項の規定は、平成30年９月30日までの間、なおその効力を有する。

提　案　理　由

介護保険法の一部改正により、介護医療院が施設サービスを提供する施設に追加されたこと等に伴い、横浜市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する必要があるので提案する。

参　考

横浜市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（抜粋）

（上段　改正案／下段　現行）

（従業者の員数）

第４条　（第１項から第３項まで省略）

４　指定介護老人福祉施設の従業者は、専ら当該指定介護老人福祉施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、指定介護老人福祉施設（ユニット型指定介護老人福祉施設（第43条に規定するユニット型指定介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。以下この項において同じ。
）に
）及び
ユニット型指定介護老人福祉施設を併設する場合
の当該指定介護老人福祉施設及びユニット型指定介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員（第52条第２項の規定に基づき配置される看護職員に限る。）又は指定介護老人福祉施設に
又は指定介護老人福祉施設及び
ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（横浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等の基準等に関する条例（平成24年12月横浜市条例第77号。以下「指定地域密着型サービス基準等条例」という。）第152条第１項に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。
以下同じ。）を併設する場合の当該指定介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設
）を併設する場合
の介護職員及び看護職員（
指定地域密着型サービス基準等条例第171条第２項
第52条第２項
の規定に基づき配置される看護職員に限る。）を除き、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

（第５項から第10項まで省略）

（サービス提供困難時の対応）

第８条　指定介護老人福祉施設は、入所申込者が入院治療を必要とする場合その他入所申込者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設若しくは介護医療院を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

（指定介護福祉施設サービスの取扱方針）

第15条　（第１項から第７項まで省略）

８　指定介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

⑴　身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を３月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

⑵　身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

⑶　介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

9/8　（本文省略）

（緊急時等の対応）

第24条の２　指定介護老人福祉施設は、現に指定介護福祉施設サービスの提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第４条第１項第１号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。

（運営規程）

第28条　指定介護老人福祉施設は、次に掲げる当該指定介護老人福

祉施設の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

（第1号から第5号まで省略）

⑹　緊急時等における対応方法

⑺/⑹　（本文省略）

⑻/⑺　（本文省略）

（指定介護福祉施設サービスの取扱方針）

第47条　（第1項から第9項まで省略）

10　ユニット型指定介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

⑴　身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

⑵　身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

⑶　介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

11/10　（本文省略）

（運営規程）

第51条　ユニット型指定介護老人福祉施設は、次に掲げる当該ユニット型指定介護老人福祉施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

（第1号から第6号まで省略）

⑺　緊急時等における対応方法

⑻/⑺　（本文省略）

⑼/⑻　（本文省略）

附　則

（第1項から第4項まで省略）

5　一般病床（医療法第7条第2項第5号に規定する一般病床をいう。以下同じ。）、精神病床（同項第1号に規定する精神病床で、健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第4条第2項に規定する病床に係るものに限る。以下この項及び附則第7項において同じ。）又は療養病床（医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院の一般病床、精神病床又は療養病床を平成36年3月31日／平成30年3月31日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム（老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）をし、指定介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第5条第1項第7号アの規定にかかわらず、食堂は、1平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室は、40平方メートル以上の面積を有しなければならない。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができる。

6　一般病床又は療養病床を有する診療所の一般病床又は療養病床を平成36年3月31日／平成30年3月31日までの間に転換（当該診療所の一般病床又は

療養病床の病床数を減少させるとともに、当該診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）をし、指定介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第５条第１項第７号アの規定にかかわらず、次に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。

（第１号及び第２号省略）

7　一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の一般病床若しくは療養病床を$\frac{\text{平成36年3月31日}}{\text{平成30年3月31日}}$までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）をし、指定介護老人福祉施設を開設しようとする場合における当該転換に係る廊下の幅については、第５条第１項第８号中「1.8メートル」とあるのは「1.2メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、1.6メートル」と、第45条第１項第４号中「1.8メートル以上とすること。ただし、廊下の片側のみに居室等入居者の日常生活に直接使用する設備のある廊下においては、廊下の一部の幅を拡張することにより、入居者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合には、1.5メートル以上とすることができる」とあるのは「1.2メートル以上とすること。ただし、中廊下の

幅は、1.6メートル以上とすること」とする。

（第８項から第17項まで省略）

横浜市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（抜粋）

（上段　改正案
下段　現　行）

（従業者の員数）

第４条　（第１項から第３項まで省略）

４　介護老人保健施設の従業者は、専ら当該介護老人保健施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、介護老人保健施設（ユニット型介護老人保健施設（第43条に規定するユニット型介護老人保健施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。以
）
下この項において同じ。）に
及び
ユニット型介護老人保健施設を併設する場合の当該介護老人保健施設及びユニット型介護老人保健施設
の介護職員を除き、入所者の処遇に支障がない場合には、この限りでない。

（第５項省略）

６　第１項第３号から第６号までの規定にかかわらず、サテライト型小規模介護老人保健施設（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設若しくは介護医療院
又は病院若しくは診療所（以下「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営され、入所者の在宅への復帰の支援を目的とする定員29人以下の介護老人保健施設をいう。以下同じ。）の支援相談員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士、栄養士又は介護支援専門員については

、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型小規模介護老人保健施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

（第1号省略）

⑵　介護医療院　栄養士又は介護支援専門員

⑶/⑵　（本文省略）

7　第1項第3号から第6号までの規定にかかわらず、医療機関併設型小規模介護老人保健施設（介護医療院又は病院若しくは/病院又は診療所に併設され、入所者の在宅への復帰の支援を目的とする定員29人以下の介護老人保健施設であって、サテライト型小規模介護老人保健施設以外のものをいう。以下同じ。）の支援相談員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士、栄養士又は介護支援専門員の員数の基準は、次のとおりとする。

⑴　理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は栄養士　併設される介護医療院又は病院若しくは/病院又は診療所の理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は栄養士により当該医療機関併設型小規模介護老人保健施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができること。

（第2号省略）

（施設）

第5条　介護老人保健施設は、療養室、診察室及び機能訓練室のほか、次に掲げる施設を有しなければならない。ただし、サテライト型小規模介護老人保健施設の場合にあっては、本体施設の施設を利用することにより当該サテライト型小規模介護老人保健施設

及び当該本体施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、調理室、洗濯室又は洗濯場及び汚物処理室を、医療機関併設型小規模介護老人保健施設の場合にあっては、併設される介護医療院又は病院若しくは／病院又は診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型小規模介護老人保健施設及び当該介護医療院又は病院若しくは／病院又は診療所の入所者及び入院患者の処遇が適切に行われると認められるときは、次に掲げる施設を有しないことができる。

（第１号から第10号まで、第２項及び第３項省略）

（介護保健施設サービスの取扱方針）

第16条　（第１項から第７項まで省略）

８　介護老人保健施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

⑴　身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を３月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

⑵　身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

⑶　介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

９／８　（本文省略）

（施設）

第45条　ユニット型介護老人保健施設は、療養室、診察室及び機能訓練室のほか、次に掲げる施設を有しなければならない。ただし、ユニット型サテライト型小規模介護老人保健施設（ユニットごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われるサ

テライト型小規模介護老人保健施設をいう。以下同じ。）の場合にあっては、本体施設の施設を利用することにより、当該ユニット型サテライト型小規模介護老人保健施設及び当該本体施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、調理室、洗濯室又は洗濯場及び汚物処理室を、ユニット型医療機関併設型小規模介護老人保健施設（ユニットごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる医療機関併設型小規模介護老人保健施設をいう。以下同じ。）の場合にあっては、併設される介護医療院又は病院若しくは（病院又は）診療所の施設を利用することにより、当該ユニット型医療機関併設型小規模介護老人保健施設及び当該介護医療院又は病院若しくは（病院又は）診療所の入居者又は入院患者の処遇が適切に行われると認められるときは、次に掲げる施設を有しないことができる。

（第１号から第６号まで及び第２項から第５項まで省略）

（介護保健施設サービスの取扱方針）

第47条　（第１項から第９項まで省略）

10　ユニット型介護老人保健施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

⑴　身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を３月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

⑵　身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

⑶　介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

11（10）　（本文省略）

附　則

（第１項省略）

（経過措置）

２　一般病床（医療法（昭和23年法律第205号）第７条第２項第５号に規定する一般病床をいう。以下同じ。）、精神病床（同項第１号に規定する精神病床で、健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の２第１項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第４条第２項に規定する病床に係るものに限る。以下この項、附則第５項、附則第７項及び附則第10項において同じ。）又は療養病床（医療法第７条第２項第４号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床を$\frac{\text{平成36年３月31日}}{\text{平成30年３月31日}}$までの間に転換（病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム（老人福祉法第20条の６に規定する軽費老人ホームをいう。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。以下この項、次項、附則第５項、附則第７項及び附則第10項において同じ。）を行って介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る食堂については、第５条第２項第２号中「２平方メートル」とあるのは、「１平方メートル」とする。

３　一般病床又は療養病床を有する診療所の開設者が、当該診療所の一般病床又は療養病床を$\frac{\text{平成36年３月31日}}{\text{平成30年３月31日}}$までの間に転換を行って介護老人保健施設（ユニット型介護老人保健施設を除く。）

を開設する場合における当該転換に係る食堂については、第５条第２項第２号の規定にかかわらず、次に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。

（第１号、第２号及び第４項省略）

５　一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床を平成36年３月31日／平成30年３月31日までの間に転換を行って介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る建物については、第６条第１項第１号の規定は、適用しない。

（第６項省略）

７　一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床を平成36年３月31日／平成30年３月31日までの間に転換を行って介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る屋内の直通階段及びエレベーターについては、第６条第１項第２号中「屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ１以上設けること」とあるのは、「屋内の直通階段を２以上設けること。ただし、エレベーターが設置されているもの又は２階以上の各階における療養室の床面積の合計がそれぞれ50平方メートル（主要構造部が耐火構造であるか、又は不燃材料（建築基準法第２条第９号に規定する不燃材料をいう。）で造られている建築物にあっては、100平方メートル）以下のものについては、屋内の直通階段を１とすることができる」とする。

（第８項及び第９項省略）

10　一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床を平成36年３月31日／平成30年３月31日までの間に転換を行って介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る療養室に隣接する廊下については、第６条第１項第５号ア中「1.8メートル」とあるのは「1.2メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、1.6メートル」と、第45条第４項第５号ア中「1.8メートル以上とすること。ただし、廊下の片側のみに療養室等がある廊下においては、廊下の一部の幅を拡張することにより、入居者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合には、1.5メートル以上とすることができる」とあるのは「1.2メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、1.6メートル以上とすること」とする。

（第11項から第19項まで省略）

横浜市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例（抜粋）

（上段　改正案／下段　現行）

（指定介護療養施設サービスの取扱方針）

第17条　（第１項から第７項まで省略）

８　指定介護療養型医療施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

⑴　身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を３月

に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

⑵　身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

⑶　介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

9/8　（本文省略）

横浜市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（抜粋）

（上段　改正案／下段　現　行）

（職員の配置の基準）

第13条　（第1項から第5項まで省略）

6　第1項第2号の規定にかかわらず、サテライト型養護老人ホーム（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設（介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設をいう。以下同じ。）、介護医療院（同条第29項に規定する介護医療院をいう。以下同じ。）又は病院若しくは診療所であって当該施設に対する支援機能を有するもの（以下／この条において「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される入所定員が29人以下の養護老人ホームをいう。以下／この条において同じ。）の医師については、本体施設の医師により当該サテライト型養護老人ホームの入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

（第7項から第11項まで省略）

12　第１項第３号、第６号及び第７号の規定にかかわらず、サテライト型養護老人ホームの生活相談員、栄養士又は調理員、事務員その他の職員については、次の各号に掲げる本体施設の区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型養護老人ホームの入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは、これを置かないことができる。

（第１号省略）

⑵　介護医療院　栄養士又は調理員、事務員その他の従業者

⑶/⑵　（本文省略）

⑷/⑶　（本文省略）

（処遇の方針）

第17条　（第１項から第７項まで省略）

８　養護老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

⑴　身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を３月に１回以上開催するとともに、その結果について、支援員その他の従業者に周知徹底を図ること。

⑵　身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

⑶　支援員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

横浜市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（抜粋）

（上段　改正案／下段　現　行）

（職員の専従）

第７条　特別養護老人ホームの職員は、専ら当該特別養護老人ホームの職務に従事する者でなければならない。ただし、特別養護老人ホーム（ユニット型特別養護老人ホーム（第33条に規定するユニット型特別養護老人ホームをいう。以下この条において同じ。）を除く。以下この条において同じ。）に／）及びユニット型特別養護老人ホームを併設する場合の当該特別養護老人ホーム及びユニット型特別養護老人ホームの介護職員及び看護職員（第41条第２項（第49条において準用する場合を含む。）の規定に基づき配置される看護職員に限る。以下この条において同じ。）並びに特別養護老人ホームに／並びに特別養護老人ホーム及びユニット型地域密着型特別養護老人ホーム（第44条に規定するユニット型地域密着型特別養護老人ホームをいう。）を併設する場合の当該特別養護老人ホーム及びユニット型地域密着型特別養護老人ホームの介護職員及び看護職員（第41条第２項の規定に基づき配置される看護職員に限る。）を除き、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

（運営規程）

第８条　特別養護老人ホームは、次に掲げる当該特別養護老人ホームの運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

（第１号から第５号まで省略）

⑹　緊急時等における対応方法

⑺／⑹　（本文省略）

⑻／⑺　（本文省略）

（職員の配置の基準）

第12条　（第１項から第６項まで省略）

７　第１項第２号の医師及び同項第７号の調理員、事務員その他の職員の数は、サテライト型居住施設（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の特別養護老人ホーム、介護老人保健施設（介護保険法第８条第28項に規定する介護老人保健施設をいう。以下同じ。）若しくは介護医療院（同条第29項に規定する介護医療院をいう。以下同じ。）又は病院若しくは診療所であって当該施設に対する支援機能を有するもの（以下「本体施設」という。）と密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される地域密着型特別養護老人ホーム（入所定員が29人以下の特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）の本体施設である特別養護老人ホームであって、当該サテライト型居住施設に医師又は調理員、事務員その他の職員を置かない場合にあっては、特別養護老人ホームの入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。

（サービス提供困難時の対応）

第13条　特別養護老人ホームは、入所予定者が入院治療を必要とする場合その他入所予定者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設若しくは介護医療院を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

（処遇の方針）

第16条　（第１項から第７項まで省略）

８　特別養護老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

⑴　身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を３月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

⑵　身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

⑶　介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

9/8　（本文省略）

（緊急時等の対応）

第23条の２　特別養護老人ホームは、現に処遇を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第12条第１項第２号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。

（運営規程）

第35条　ユニット型特別養護老人ホームは、次に掲げる当該ユニット型特別養護老人ホームの運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

（第１号から第６号まで省略）

⑺　緊急時等における対応方法

⑻/⑺　（本文省略）

⑼/⑻　（本文省略）

（サービスの取扱方針）

第37条　（第１項から第９項まで省略）

10　ユニット型特別養護老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

⑴　身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を３月

に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

⑵　身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

⑶　介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

11/10　（本文省略）

（職員の配置の基準）

第46条　（第1項から第8項まで省略）

9　第1項第3号及び第5号から第7号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員については、次の各号に掲げる本体施設の区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入居者の処遇が適切に行われていると認められるときは、これを置かないことができる。

（第1号及び第2号省略）

⑶　介護医療院　栄養士又は調理員、事務員その他の従業者

⑷/⑶　（本文省略）

⑸/⑷　（本文省略）

（第10項から第15項まで省略）

附　則

（第1項から第8項まで省略）

9　一般病床（医療法第7条第2項第5号に規定する一般病床をいう。以下同じ。）、精神病床（同項第1号に規定する精神病床で、健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものと

された介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第4条第2項に規定する病床に係るものに限る。以下この項及び附則第11項において同じ。）又は療養病床（医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院の一般病床、精神病床又は療養病床を$\frac{\text{平成36年3月31日}}{\text{平成30年3月31日}}$までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）をし、特別養護老人ホームを開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第11条第4項第9号アの規定にかかわらず、食堂は、1平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室は、40平方メートル以上の面積を有しなければならない。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができる。

10　一般病床又は療養病床を有する診療所の一般病床又は療養病床を$\frac{\text{平成36年3月31日}}{\text{平成30年3月31日}}$までの間に転換（当該診療所の一般病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）をし、特別養護老人ホームを開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第11条第4項第9号アの規定にかかわらず、次に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。

（第１号及び第２号省略）

11　一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の一般病床若しくは療養病床を<u>平成36年３月31日</u>／平成30年３月31日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）をし、特別養護老人ホームを開設しようとする場合において、第11条第６項第１号、第36条第６項第１号及び第45条第６項第１号の規定にかかわらず、当該転換に係る廊下の幅については、1.2メートル以上とする。ただし、中廊下の幅は、1.6メートル以上とする。

（第12項から第16項まで省略）

横浜市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（抜粋）

（上段　改正案／下段　現　行）

（サービス提供の方針）

第18条　（第１項から第６項まで省略）

<u>７</u>　<u>軽費老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u>

⑴　<u>身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を３月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</u>

⑵　身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

⑶　介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

横浜市指定居宅サービスの事業の人員、設備、運営等の基準に関する条例（抜粋）

（上段　改正案／下段　現　行）

目次

（第１章及び第２章省略）

第３章　訪問介護

（第１節から第４節まで省略）

第５節　共生型居宅サービスに関する基準（第42条の２―第42条の４）

（第４章から第７章まで省略）

第８章　通所介護

（第１節から第３節まで省略）

第４節　運営に関する基準（第94条―第104条／第122条）

第５節　共生型居宅サービスに関する基準（第105条―第122条）

（第９章省略）

第10章　短期入所生活介護

（第１節から第５節まで省略）

第６節　共生型居宅サービスに関する基準（第170条の２―第170条の４）

（第11章から第15章まで及び附則省略）

（定義）

第２条　（第１項省略）

２　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（第１号から第４号まで省略）

⑸　共生型居宅サービス　法第72条の２第１項の申請に係る法第41条第１項本文の指定を受けた者による指定居宅サービスをいう。

⑹/⑸　（本文省略）

（居宅介護支援事業者等との連携）

第15条　指定訪問介護事業者は、指定訪問介護を提供するに当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者（以下「居宅介護支援事業者等」という。）との密接な連携に努めなければならない。

（第２項省略）

（管理者及びサービス提供責任者の責務）

第29条　（第１項及び第２項省略）

３　サービス提供責任者は、第25条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

（第１号及び第２号省略）

⑵の２　居宅介護支援事業者等に対し、指定訪問介護の提供に当たり把握した利用者の服薬状況、口腔（くう）機能その他の利用者の心身の状態及び生活の状況に係る必要な情報の提供を行うこと。

（第３号から第８号まで省略）

（不当な働きかけの禁止）

第36条の２　指定訪問介護事業者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、指定居宅介護支援事業所（指定居宅介護支援等基準条例第５条第１項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。以下同じ。）の介護支援専門員又は居宅要介護被保険者（法第41条第１項に規定する居宅要介護被保険者をいう。）に対して、利用者に必要のないサービスを当該居宅サービス計画に位置付けるよう求めることその他の不当な働きかけを行ってはならない。

第５節　共生型居宅サービスに関する基準

（この節の趣旨）

第42条の２　第１節から前節までの規定にかかわらず、訪問介護に係る共生型居宅サービス（以下「共生型訪問介護」という。）の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

（共生型訪問介護の基準）

第42条の３　共生型訪問介護の事業を行う指定居宅介護事業者（横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第64号。以下「指定障害福祉サービス基準条例」という。）第６条第１項に規定する指定居宅介護事業者をいう。）又は重度訪問介護（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第５条第３項に規定する重度訪問介護をいう。以下同じ。）に係る指定障害福祉サービス（障害者総合支援法第29条第１項に規定する指定障害福祉サービスをいう。以下同じ。）の事業を行う者が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

⑴　指定居宅介護事業所（指定障害福祉サービス基準条例第６条第１項に規定する指定居宅介護事業所をいう。）又は重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業を行う者が当該事業を行う事業所（以下「指定居宅介護事業所等」という。）の従業者の員数が、当該指定居宅介護事業所等が提供する指定居宅介護（指定障害福祉サービス基準条例第５条第１項に規定する指定居宅介護をいう。）又は重度訪問介護（以下「指定居宅介護等」という。）の利用者の数を指定居宅介護等の利用者及び共生型訪問介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定居宅介護事業所等として必要とされる数以上であること。

⑵　共生型訪問介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定訪問介護事業所（共生型訪問介護の事業を行うものを除く。）その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（準用）

第42条の４　第５条、第６条（第１項を除く。）及び第７条並びに前節の規定は、共生型訪問介護の事業について準用する。この場合において、第６条第２項中「利用者（」とあるのは「利用者（共生型訪問介護の利用者及び指定居宅介護又は重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの利用者をいい、」と、「指定訪問介護及び」とあるのは「共生型訪問介護及び指定居宅介護又は重度訪問介護に係る指定障害福祉サービス並びに」と読み替えるものとする。

（準用）

第54条　第9条から第20条まで、第22条、第27条、第32条から第36条まで及び第37条
及び第32条
から第41条までの規定は、指定訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」と、第9条第1項中「第30条」とあるのは「第52条」と、第33条第2項中「設備」とあるのは「指定訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備」と読み替えるものとする。

（看護師等の員数）

第56条　（第1項から第4項まで省略）

5　指定訪問看護事業者が指定複合型サービス事業者（指定地域密着型サービス基準等条例第181条第14項
第181条第10項
に規定する指定複合型サービス事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、指定訪問看護の事業と指定看護小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準等条例第180条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。）の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合に、指定地域密着型サービス基準等条例第181条第4項に規定する人員に関する基準を満たすとき（前項の規定により第1項第1号ア及び第2号に規定する基準を満たしているものとみなされているときを除く。）は、当該指定訪問看護事業者は、第1項第1号ア及び第2号に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（居宅介護支援事業者等との連携）

第60条　指定訪問看護事業者は、指定訪問看護を提供するに当たっては、居宅介護支援事業者等
居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者
との密接な連携に努めなければならない。

（第２項省略）

（準用）

第70条　第９条、第10条、第12条から第14条まで、第16条から第20条まで、第22条、第27条、第32条から第36条まで、第37条から第41条まで及び第51条の規定は、指定訪問看護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「看護師等」と、第９条第１項中「第30条」とあるのは「第68条」と、第14条中「の状況」とあるのは「の状況、病歴」と読み替えるものとする。

（従業者／理学療法士等の員数）

第72条　指定訪問リハビリテーションの事業を行う者（以下「指定訪問リハビリテーション事業者」という。）が／は、当該事業を行う事業所（以下「指定訪問リハビリテーション事業所」という。）ごとに置くべき従業者の員数は、次のとおりとする／、指定訪問リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下この章において「理学療法士等」という。）を置かなければならない。

⑴　医師　指定訪問リハビリテーションの提供に当たらせるために必要な１以上の数

⑵　理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下「理学療法士等」という。）　１以上

２　前項第１号の医師は、常勤でなければならない。

３／２　指定訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業者（指定介護予防サービス等基準条例第71条第１項に規定する指定介護予防訪問リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定訪問リハビリ

テーションの事業と指定介護予防訪問リハビリテーション（指定介護予防サービス等基準条例第70条に規定する指定介護予防訪問リハビリテーションをいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第71条第１項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、第１項/前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（設備及び備品等）

第73条　指定訪問リハビリテーション事業所は、病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院/又は介護老人保健施設であって、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けているとともに、指定訪問リハビリテーションの提供に必要な設備及び備品等を備えているものでなければならない。

（第２項省略）

第81条　指定居宅サービスに該当する居宅療養管理指導（以下「指定居宅療養管理指導」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医師、歯科医師、薬剤師/、看護職員（歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を除いた保健師、看護師又は准看護師をいう。以下この章において同じ。）、歯科衛生士（歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を含む。以下同じ。）又は管理栄養士が、通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それ

らを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、その者の療養生活の質の向上を図るものでなければならない。

（従業者の員数）

第82条　指定居宅療養管理指導の事業を行う者（以下「指定居宅療養管理指導事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定居宅療養管理指導事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下「居宅療養管理指導従業者」という。）の員数は、次に掲げる指定居宅療養管理指導事業所の種類の区分に応じ、次に定めるとおりとする。

⑴　病院又は診療所である指定居宅療養管理指導事業所

（ア省略）

イ　薬剤師、看護職員、歯科衛生士又は管理栄養士　その提供する指定居宅療養管理指導の内容に応じた適当数

（第2号省略）

⑶　指定訪問看護ステーション等（指定訪問看護ステーション及び指定介護予防訪問看護ステーション（指定介護予防サービス等基準条例第56条第1項第1号に規定する指定介護予防訪問看護ステーションをいう。）をいう。以下同じ。）である指定居宅療養管理指導事業所における看護職員　それぞれ第56条第1項第1号ア又は指定介護予防サービス等基準条例第56条第1項第1号アに規定する指定訪問看護ステーション等として必要とされる数以上

（第2項省略）

（設備及び備品等）

第83条　指定居宅療養管理指導事業所は、病院、診療所、薬局又は

指定訪問看護ステーション等であって、指定居宅療養管理指導の事業の運営に必要な広さを有しているほか、指定居宅療養管理指導の提供に必要な設備及び備品等を備えているものでなければならない。

（第２項省略）

（指定居宅療養管理指導の具体的取扱方針）

第86条　（第１項及び第２項省略）

３　看護職員の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

⑴　指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、居宅介護支援事業者等に対する居宅サービス計画の作成等に必要な情報提供並びに利用者に対する療養上の相談及び支援を行うこと。

⑵　指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は助言を行うこと。

⑶　それぞれの利用者について、提供した指定居宅療養管理指導の内容について、速やかに記録を作成するとともに、医師又は居宅介護支援事業者等に報告すること。

（運営規程）

第87条　指定居宅療養管理指導事業者は、指定居宅療養管理指導事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

（第１号から第４号まで省略）

⑸　通常の事業の実施地域

(6)/(5)　（本文省略）

（準用）

第104条　第９条から第18条まで、第20条、第22条、第27条、第28条、第34条から第36条まで、第37条から第39条まで、第41条及び第51条の規定は、指定通所介護の事業について準用する。この場合において、第９条第１項中「第30条」とあるのは「第98条」と、「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第34条中「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と読み替えるものとする。

第５節　共生型居宅サービスに関する基準

（この節の趣旨）

第105条　第１節から前節までの規定にかかわらず、通所介護に係る共生型居宅サービス（以下「共生型通所介護」という。）の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

（共生型通所介護の基準）

第106条　共生型通所介護の事業を行う指定生活介護事業者（指定障害福祉サービス基準条例第80条第１項に規定する指定生活介護事業者をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業者（指定障害福祉サービス基準条例第143条第１項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業者をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業者（指定障害福祉サービス基準条例第153条第１項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者をいう。）、指定児童発達支援事業者（横浜市指定通所支援の事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第61号。以下「指定通所支

援基準条例」という。）第６条第１項に規定する指定児童発達支援事業者をいい、主として重症心身障害児（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第７条第２項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ。）を通わせる事業所において指定児童発達支援（指定通所支援基準条例第５条に規定する指定児童発達支援をいう。以下同じ。）を提供する事業者を除く。）又は指定放課後等デイサービス事業者（指定通所支援基準条例第73条第１項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいい、主として重症心身障害児を通わせる事業所において指定放課後等デイサービス（指定通所支援基準条例第72条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。以下同じ。）を提供する事業者を除く。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

⑴　指定生活介護事業所（指定障害福祉サービス基準条例第80条第１項に規定する指定生活介護事業所をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業所（指定障害福祉サービス基準条例第143条第１項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業所をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業所（指定障害福祉サービス基準条例第153条第１項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所をいう。）、指定児童発達支援事業所（指定通所支援基準条例第６条第１項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。）又は指定放課後等デイサービス事業所（指定通所支援基準条例第73条第１項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。）（以下「指定生活介護事業所等」という。）の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所等が提供する指定生活介護（指定障害福祉サービス基準条例第79条に規定する指定生活

介護をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）（指定障害福祉サービス基準条例第142条に規定する指定自立訓練（機能訓練）をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）（指定障害福祉サービス基準条例第152条に規定する指定自立訓練（生活訓練）をいう。）、指定児童発達支援又は指定放課後等デイサービス（以下「指定生活介護等」という。）の利用者の数を指定生活介護等の利用者及び共生型通所介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所等として必要とされる数以上であること。

⑵　共生型通所介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定通所介護事業所（共生型通所介護の事業を行うものを除く。）その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（準用）

第107条　第9条から第18条まで、第20条、第22条、第27条、第28条、第34条から第36条まで、第37条から第39条まで、第41条、第51条、第90条、第92条及び第93条第4項並びに前節（第104条を除く。）の規定は、共生型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第30条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第98条に規定する運営規程をいう。第34条において同じ。）」と、「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型通所介護従業者」という。）」と、第28条及び第34条中「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、第93条第4項中「前項ただし書の場合（指定通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜

間及び深夜に指定通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）」とあるのは「共生型通所介護事業者が共生型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第96条第２号、第97条第５項及び第99条第２項中「通所介護従業者」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、第 103 条第２項第２号中「次条において準用する第20条第２項」とあるのは「第20条第２項」と、同項第３号中「次条において準用する第27条」とあるのは「第27条」と、同項第４号中「次条において準用する第38条第２項」とあるのは「第38条第２項」と読み替えるものとする。

第 108 条から第 122 条まで
第 105 条から第 122 条まで　削除

（設備及び備品等）

第 125 条　指定通所リハビリテーション事業所は、指定通所リハビリテーションを行うにふさわしい専用の部屋等であって、３平方メートルに利用定員（当該指定通所リハビリテーション事業所において同時に指定通所リハビリテーションの提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節及び次節において同じ。）を乗じて得た面積以上のものを有しなければならない。ただし、当該指定通所リハビリテーション事業所が介護老人保健施設又は介護医療院である場合にあっては、当該専用の部屋等の面積に利用者用に確保されている食堂（指定通所リハビリテーションに供用されるものに限る。）の面積を加えるものとする。

（第２項及び第３項省略）

（管理者の代行等）

第 129 条　指定通所リハビリテーション事業所の管理者は、医師、

理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は専ら指定通所リハビリテーションの提供に当たる看護師のうちから選任した者に、必要な管理の代行をさせることができる。

（第２項省略）

（従業者の員数）

第135条　（第１項から第３項まで省略）

４　特別養護老人ホーム、養護老人ホーム（老人福祉法第20条の４に規定する養護老人ホームをいう。以下同じ。）、病院、診療所、介護老人保健施設若しくは介護医療院
若しくは介護老人保健施設
又は特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設（以下「特別養護老人ホーム等」という。）に併設される指定短期入所生活介護事業所であって、当該特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行われるもの（以下「併設事業所」という。）については、同法、医療法又は法に規定する特別養護老人ホーム等として必要とされる数の従業者に加えて、第１項各号に掲げる短期入所生活介護従業者を確保するものとする。

（第５項から第９項まで省略）

（指定短期入所生活介護の提供の対象等）

第140条　（第１項省略）

２　指定短期入所生活介護事業者は、居宅介護支援事業者等
居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者
との密接な連携により、指定短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めなければならない。

（定員の遵守）

第152条　（第１項省略）

２　利用者の状況及び利用者の家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所（指定居宅介護支援等基準条例第５条第１項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。）の介護支援専門員が、緊急に指定短期入所生活介護を受けることが必要と認めた者に対し、居宅サービス計画において位置付けられていない指定短期入所生活介護を提供する場合であって、当該利用者及び他の利用者の処遇に支障がない場合にあっては、前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる利用者数を超えて、静養室において指定短期入所生活介護を行うことができるものとする。

（準用）

第157条　第10条から第14条まで、第16条、第17条、第20条、第22条、第27条、第34条から第36条まで、第37条、第38条（第38条まで）、第41条、第51条、第99条及び第101条の規定は、指定短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第34条中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第99条第２項中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。

第６節　共生型居宅サービスに関する基準

（この節の趣旨）

第170条の２　第１節から前節までの規定にかかわらず、短期入所生活介護に係る共生型居宅サービス（以下「共生型短期入所生活介護」という。）の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

（共生型短期入所生活介護の基準）

第170条の３　共生型短期入所生活介護の事業を行う指定短期入所事業者（指定障害福祉サービス基準条例第103条第１項に規定する指定短期入所事業者をいい、指定障害者支援施設（障害者総合支援法第29条第１項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下同じ。）が指定短期入所（指定障害福祉サービス基準条例第99条に規定する指定短期入所をいう。以下同じ。）の事業を行う事業所として当該施設と一体的に運営を行う事業所又は指定障害者支援施設がその施設の全部又は一部が利用者に利用されていない居室を利用して指定短期入所の事業を行う場合において、当該事業を行う事業所（以下「指定短期入所事業所」という。）において指定短期入所を提供する事業者に限る。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

⑴　指定短期入所事業所の居室の面積を、指定短期入所の利用者及び共生型短期入所生活介護の利用者の数の合計数で除して得た面積が9.9平方メートル以上であること。

⑵　指定短期入所事業所の従業者の員数が、当該指定短期入所事業所が提供する指定短期入所の利用者の数を指定短期入所の利用者及び共生型短期入所生活介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定短期入所事業所として必要とされる数以上であること。

⑶　共生型短期入所生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定短期入所生活介護事業所（共生型短期入所生活介護の事業を行うものを除く。）その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（準用）

第170条の4　第10条から第14条まで、第16条、第17条、第20条、第22条、第27条、第34条から第36条まで、第37条、第38条、第41条、第51条、第99条、第101条、第134条及び第136条並びに第4節（第157条を除く。）の規定は、共生型短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第34条中「運営規程」とあるのは「運営規程（第151条に規定する運営規程をいう。第139条第1項において同じ。）」と、「訪問介護員等」とあるのは「共生型短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下「共生型短期入所生活介護従業者」という。）」と、第99条第2項中「通所介護従業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と、第139条第1項中「第151条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程」と、同項、第142条第3項、第143条第1項及び第150条中「短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と、第156条第1項第1号中「次条において準用する第99条第1項」とあるのは「第99条第1項」と、同条第2項第4号中「次条において準用する第20条第2項」とあるのは「第20条第2項」と、同項第5号中「次条において準用する第27条」とあるのは「第27条」と、同項第6号中「次条において準用する第38条第2項」とあるのは「第38条第2項」と読み替えるものとする。

（従業者の員数）

第172条　指定短期入所療養介護の事業を行う者（以下「指定短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定短期入所療養介護事業所」という。）ごとに置くべき指定

短期入所療養介護の提供に当たる従業者（以下「短期入所療養介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。

（第１号から第４号まで省略）

⑸　介護医療院である指定短期入所療養介護事業所にあっては、当該指定短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士の員数は、それぞれ、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合における法に規定する介護医療院として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。

（第２項省略）

第173条　指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次のとおりとする。

（第１号から第３号まで省略）

⑷　診療所（療養病床を有するものを除く。）である指定短期入所療養介護事業所にあっては、次に掲げる要件に適合すること。

（ア省略）

イ　~~食堂及び~~浴室を有すること。

（ウ省略）

⑸　介護医療院である指定短期入所療養介護事業所にあっては、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院（横浜市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（平成　年　月横浜市条例第　号）第43条に規定するユニット型介護医療院をいう。以下同じ。）に関するものを除く。）を有することとする。

（第２項及び第３項省略）

（対象者等）

第174条　指定短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況若しくは病状により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等を受ける必要がある者を対象に、介護老人保健施設若しくは介護医療院の療養室、病院の療養病床に係る病室、診療所の指定短期入所療養介護を提供する病室又は病院の老人性認知症疾患療養病棟（健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の２第１項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令第４条第２項に規定する病床により構成される病棟をいう。以下同じ。）において指定短期入所療養介護を提供するものとする。

（定員の遵守）

第184条　指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時に指定短期入所療養介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

（第１号から第３号まで省略）

⑷　介護医療院である指定短期入所療養介護事業所にあっては、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合において入所定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数

第189条　ユニット型指定短期入所療養介護の事業を行う者（以下「ユニット型指定短期入所療養介護事業者」という。）が当該事

業を行う事業所（以下「ユニット型指定短期入所療養介護事業所」という。）の設備に関する基準は、次のとおりとする介護老人保健施設であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあっては、法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護老人保健施設に関するものに限る。）を有することとする。

⑴　介護老人保健施設であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあっては、法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護老人保健施設に関するものに限る。）を有することとする。

⑵　介護医療院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあっては、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院に関するものに限る。）を有することとする。

（第2項省略）

（定員の遵守）

第197条　ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げるユニット型介護老人保健施設であるユニット型指定短期入所療養介護事業所について、利用者（当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所療養介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定短期入所療養介護及び指定介護予防短期入所療養介護の利用者。以下この条において同じ。）を当該ユニット型介護老人保健施設の入居者とみなした場合において入居定員及び療養室の定

員を超えることとなる利用者数以上の利用者に対して同時に指定短期入所療養介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

⑴　ユニット型介護老人保健施設であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあっては、利用者を当該ユニット型介護老人保健施設の入居者とみなした場合において入居定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数

⑵　ユニット型介護医療院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあっては、利用者を当該ユニット型介護医療院の入居者とみなした場合において入居定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数

（従業者の員数）

第200条　（第1項から第7項まで省略）

8　第2項第2号の看護職員及び介護職員は、主として指定特定施設入居者生活介護及び指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たるものとし、看護職員及び介護職員のうちそれぞれのうち1人以上及び介護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない。ただし、指定介護予防特定施設入居者生活介護のみを提供する場合は、介護職員及び看護職員のうちいずれか1人が常勤であれば足りるものとする。

（指定特定施設入居者生活介護の取扱方針）

第208条　（第1項から第7項まで省略）

8　指定特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

⑴　身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員そ

の他の従業者に周知徹底を図ること。

⑵　身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

⑶　介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

9 / 8　（本文省略）

（準用）

第219条　第12条、第13条、第22条、第27条、第34条から第36条まで、第37条、第38条 / 第38条まで、第40条、第41条、第50条、第51条、第101条、第102条及び第146条の規定は、指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第34条中「訪問介護員等」とあるのは「特定施設従業者」と、第50条中「訪問入浴介護従業者」とあるのは「特定施設従業者」と読み替えるものとする。

（準用）

第230条　第12条、第13条、第22条、第27条、第34条から第36条まで、第37条、第38条 / 第38条まで、第40条、第41条、第50条、第51条、第101条、第102条、第204条、第206条から第209条まで、第212条、第213条及び第215条から第217条までの規定は、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第34条中「訪問介護員等」とあるのは「外部サービス利用型特定施設従業者」と、第35条中「指定訪問介護事業所」とあるのは「指定特定施設及び受託居宅サービス事業所」と、第50条中「訪問入浴介護従業者」とあるのは「指定特定施設の従業者」と、第206条第2項中「指定特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービスを」と、第209条中「他の特定施

設従業者」とあるのは「他の外部サービス利用型特定施設従業者及び受託居宅サービス事業者」と、第215条第1項中「適切な指定特定施設入居者生活介護」とあるのは「適切な基本サービス」と、同条第2項中「指定特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービスを」と、同条第3項中「指定特定施設入居者生活介護に」とあるのは「基本サービスに」と読み替えるものとする。

（指定福祉用具貸与の具体的取扱方針）

第237条　福祉用具専門相談員の行う指定福祉用具貸与の方針は、次に掲げるところによるものとする。

⑴　指定福祉用具貸与の提供に当たっては、次条第1項に規定する福祉用具貸与計画に基づき、福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、利用料
利用料
、全国平均貸与価格等に関する情報を提供し、個別の福祉用具
等
の貸与に係る同意を文書により得るものとする。

（第2号から第5号まで省略）

⑹　指定福祉用具貸与の提供に当たっては、同一種目における機能及び価格帯の異なる複数の福祉用具に関する情報を利用者に提供するものとする。

（福祉用具貸与計画の作成）

第238条　（第1項から第3項まで省略）

4　福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画を作成した際には、当該福祉用具貸与計画を当該利用者及び当該利用者に係る介護支援専門員に交付しなければならない。

（第５項及び第６項省略）

（準用）

第245条　第９条から第20条まで、第22条、第27条、第35条、第36条、第37条から第41条まで、第51条並びに第99条第１項及び第２項の規定は、指定福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第９条第１項中「第30条」とあるのは「第239条」と、「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第11条中「以下同じ。）」とあるのは「以下同じ。）、取り扱う福祉用具の種目」と、第15条第２項中「指導」とあるのは「相談又は助言」と、第19条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第20条第１項中「提供日及び内容」とあるのは「提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名」と、第22条中「内容」とあるのは「種目、品名」と、第99条第２項中「通所介護従業者」とあるのは「従業者」と、同項ただし書中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と読み替えるものとする。

（準用）

第256条　第９条から第15条まで、第17条から第19条まで、第27条、第33条、第35条、第36条、第37条から第41条まで、第51条、第99条第１項及び第２項、第236条、第239条から第241条まで並びに第243条の規定は、指定特定福祉用具販売の事業について準用する。この場合において、第９条第１項中「第30条」とあるのは「第256条において準用する第239条」と、「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第11条中「以下同じ。）」とあるのは「以下同じ。）、取り扱う特定福祉用具の種目」と

、第15条第２項中「指導」とあるのは「相談又は助言」と、第19条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第99条第２項中「通所介護従業者」とあるのは「従業者」と、同項ただし書中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、第236条中「福祉用具」とあるのは「特定福祉用具」と、「貸与」とあるのは「販売」と、第239条第４号中「利用料」とあるのは「販売費用の額」と、第240条第１項及び第241条中「福祉用具」とあるのは「特定福祉用具」と読み替えるものとする。

附　則

（第１項から第20項まで省略）

21　平成11年３月31日に存する有料老人ホームであって、次のいずれにも該当するものとして省令の規定により厚生労働大臣が別に定めるものにあっては、第202条第３項又は第224条第３項の規定にかかわらず、浴室及び食堂を設けないことができるものとする。

⑴　養護老人ホーム、特別養護老人ホーム又は軽費老人ホーム（
老人福祉法第20条
老人福祉法第20条の６に規定する軽費老人ホームをいう。以下
の６に規定する軽費老人ホーム
同じ。）（以下「養護老人ホーム等」という。）を併設しており、入所者が当該養護老人ホーム等の浴室及び食堂を利用することができるものであること。

（第２号から第４号まで及び第22項から第24項まで省略）

25　第200条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年３月31日までの間に転換（当該病院の療養

病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。以下同じ。）を行って指定特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を除く。）の事業を行う医療機関併設型指定特定施設（介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定特定施設をいう。以下同じ。）の生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の員数の基準は、次のとおりとする。

⑴　機能訓練指導員　併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士により当該医療機関併設型指定特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができること。

⑵　生活相談員又は計画作成担当者　当該医療機関併設型指定特定施設の実情に応じた適当数

26　第222条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換を行って外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定特定施設の生活相談員及び計画作成担当者の員数の基準は、当該医療機関併設型指定特定施設の実情に応じた適当数とする。

27　第202条及び第224条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床

等又は当該診療所の病床を平成36年３月31日までの間に転換を行って指定特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定特定施設においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該医療機関併設型指定特定施設に浴室、便所及び食堂を置かないことができる。

横浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等の基準等に関する条例（抜粋）

（上段　改正案／下段　現　行）

目次

（第１章から第４章まで省略）

第４章の２　地域密着型通所介護

（第１節から第４節まで省略）

第５節　共生型地域密着型サービスに関する基準（第60条の20の２―第60条の20の４）

第６節／第５節　指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準

（第１款から第４款まで、第５章から第12章まで及び附則省略）

（定義）

第２条　この条例における用語の意義は、次に定めるもののほか、法の例による。

（第１号から第４号まで省略）

⑸　共生型地域密着型サービス　法第78条の2の2第1項の申請に係る法第42条の2第1項本文の指定を受けた者による指定地域密着型サービスをいう。

⑹
⑸　（本文省略）

（定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数）

第7条　（第1項省略）

2　オペレーターは、看護師、介護福祉士その他指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「省令」という。）の規定により厚生労働大臣が定める者（以下＿＿＿＿＿＿「看護師、介護福祉士等」
この章において
という。）をもって充てなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合であって、提供時間帯を通じて、看護師、介護福祉士等又は第1項第4号アの看護職員との連携を確保しているときは、サービス提供責任者（横浜市指定居宅サービスの事業の人員、設備、運営等の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第76号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）第6条第2項のサービス提供責任者をいう。以下同じ。）の業務に
1年以上（特に業務に従事した経験が必要な者として省令の規定
3年以上
により厚生労働大臣が定めるものにあっては、3年以上）従事した経験を有する者をもって充てることができる。

（第3項及び第4項省略）

5　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の同一敷地内に次のいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず＿＿
、午
＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿、当該施設等の職員をオペ
後6時から午前8時までの間において

レーターとして充てることができる。

（第1号から第11号まで省略）

⑿　介護医療院

（第6項省略）

7　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
午後6時から午前8時までの間は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の利用者に対する随時対応サービスの提供に支障がない場合は、第4項本文及び前項の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。

8　前項の規定によりオペレーターが随時訪問サービスに従事している場合において、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の利用者に対する随時訪問サービスの提供に支障がないときは、第1項の規定にかかわらず＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
、午後6時から午前8時までの間は、随時訪問サービスを行う訪問介護員等を置かないことができる。

（第9項から第11項まで省略）

12　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が指定訪問看護事業者（指定居宅サービス等基準条例第56条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業と指定訪問看護（指定居宅サービス等基準条例第55条に規定する指定訪問看護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合に、指定居宅サービス等基準条例第56条第1項第1号アに規定する人員に関する基準を満たすとき（同条第5項の規定により同条第1項第1号ア及び第2号に規定する基準を満たしているものとみなされているとき及び第181条第14項／第181条第10項の規

定により同条第4項に規定する基準を満たしているものとみなされているときを除く。）は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、第1項第4号アに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（勤務体制の確保等）

第33条　（第1項及び第2項省略）

3　前項本文の規定にかかわらず、午後6時から午前8時までの間に行われる随時対応サービスについては、市長が地域の実情を勘案して適切と認める範囲内において、複数の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の間の契約に基づき、当該複数の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が密接な連携を図ることにより、一体的に利用者又はその家族等からの通報を受けることができる。

（第4項省略）

（地域との連携等）

第40条　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、地域の医療関係者、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が所在する市町村の職員又は当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、定期巡回・随時対応型訪問介護看護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「介護・医療連携推進会議」という。）を設置し、おおむね6月/3月に1回以上、介護・医療連携推進会議に対して指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供状況等を

報告し、介護・医療連携推進会議による評価を受けるとともに、介護・医療連携推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

（第２項及び第３項省略）

４　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供する場合には、正当な理由がある場合を除き、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を行わなければならない
行うよう努めなければならない。

（訪問介護員等の員数）

第48条　（第１項省略）

２　オペレーターは、看護師、介護福祉士その他省令の規定により厚生労働大臣が定める者をもって充てなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合であって、指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて、これらの者との連携を確保しているときは、１年以上（特に業務に従事した経験が必要な者として省令の規定により厚生労働大臣が定めるものにあっては、３年以上）
３年以上
サービス提供責任者の業務に従事した経験を有する者をもって充てることができる。

（従業者の員数）

第60条の３　（第１項から第８項まで省略）

９　ユニット型地域密着型特別養護老人ホーム（横浜市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第74号）第44条に規定するユニット型地域密着型特別養護

老人ホームをいう。）又はユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（第152条第１項に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項及び第66条第１項において同じ。）に指定地域密着型通所介護事業所が併設される場合においては、当該指定地域密着型通所介護事業所の生活相談員又は機能訓練指導員については、当該ユニット型地域密着型特別養護老人ホーム又はユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員又は機能訓練指導員により当該指定地域密着型通所介護事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

第５節　共生型地域密着型サービスに関する基準

（この節の趣旨）

第60条の20の２　第１節から前節までの規定にかかわらず、地域密着型通所介護に係る共生型地域密着型サービス（以下「共生型地域密着型通所介護」という。）の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

（共生型地域密着型通所介護の基準）

第60条の20の３　共生型地域密着型通所介護の事業を行う指定生活介護事業者（横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第64号。以下「指定障害福祉サービス基準条例」という。）第80条第１項に規定する指定生活介護事業者をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業者（指定障害福祉サービス基準条例第143条第１項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業者をいう。）、指定自立

訓練（生活訓練）事業者（指定障害福祉サービス基準条例第153条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者をいう。）、指定児童発達支援事業者（横浜市指定通所支援の事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第61号。以下「指定通所支援基準条例」という。）第6条第1項に規定する指定児童発達支援事業者をいい、主として重症心身障害児（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ。）を通わせる事業所において指定児童発達支援（指定通所支援基準条例第5条に規定する指定児童発達支援をいう。以下同じ。）を提供する事業者を除く。）又は指定放課後等デイサービス事業者（指定通所支援基準条例第73条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいい、主として重症心身障害児を通わせる事業所において指定放課後等デイサービス（指定通所支援基準条例第72条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。）を提供する事業者を除く。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

⑴　指定生活介護事業所（指定障害福祉サービス基準条例第80条第1項に規定する指定生活介護事業所をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業所（指定障害福祉サービス基準条例第143条第1項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業所をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業所（指定障害福祉サービス基準条例第153条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所をいう。）、指定児童発達支援事業所（指定通所支援基準条例第6条第1項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。）又は指定放課後等デイサービス事業所（指定通所支援基準

条例第73条第１項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。）（以下「指定生活介護事業所等」という。）の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所等が提供する指定生活介護（指定障害福祉サービス基準条例第79条に規定する指定生活介護をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）（指定障害福祉サービス基準条例第142条に規定する指定自立訓練（機能訓練）をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）（指定障害福祉サービス基準条例第152条に規定する指定自立訓練（生活訓練）をいう。）、指定児童発達支援又は指定放課後等デイサービス（以下「指定生活介護等」という。）の利用者の数を指定生活介護等の利用者及び共生型地域密着型通所介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所等として必要とされる数以上であること。

⑵　共生型地域密着型通所介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定地域密着型通所介護事業所（共生型地域密着型通所介護の事業を行うものを除く。）その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（準用）

第60条の20の４　第10条から第14条まで、第16条から第19条まで、第21条、第23条、第29条、第35条から第39条まで、第42条、第54条及び第60条の２、第60条の４、第60条の５第４項並びに前節（第60条の20を除く。）の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第10条第１項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第60条の12に規定する運営規程をいう。第35条において同じ。）」と、「定期巡

回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。）」と、第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第60条の5第4項中「前項ただし書の場合（指定地域密着型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第60条の9第4号、第60条の10第5項及び第60条の13第2項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第60条の19第2項第4号中「次条において準用する第21条第2項」とあるのは「第21条第2項」と、同項第5号中「次条において準用する第29条」とあるのは「第29条」と、同項第6号中「次条において準用する第39条第2項」とあるのは「第39条第2項」と読み替えるものとする。

第6節/第5節　指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準

（利用定員）

第60条の25　指定療養通所介護事業所は、その利用定員（当該指定療養通所介護事業所において同時に指定療養通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節において同じ。）を18人/9人以下とする。

（準用）

第60条の38　第11条から第14条まで、第17条から第19条まで、第21条、第23条、第29条、第35条から第39条まで、第42条、第60条の7（第3項第2号を除く。）、第60条の8及び第60条の13から第60条の18までの規定は、指定療養通所介護の事業について準用する。この場合において、第35条中「運営規程」とあるのは「第60条の34の重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第60条の13第2項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について」とあるのは「指定療養通所介護について」と、「6月」とあるのは「12月」と、同条第3項中「当たっては」とあるのは「当たっては、利用者の状態に応じて」と、第60条の18第4項中「第60条の5第4項」とあるのは「第60条の26第4項」と読み替えるものとする。

（従業者の員数）

第62条　単独型指定認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等（特別養護老人ホーム（老人福祉法第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）、同法第20条の4に規定する養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院、社会福祉施設又は特定施設をいう。以下同じ。）に併設されていない事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいう。）の事業を行う者及び併設型指定認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等に併設されている事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業を行う者（以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者」という。

）が当該事業を行う事業所（以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。

（第1号から第3号まで及び第2項から第8項まで省略）

（利用定員等）

第66条　共用型指定認知症対応型通所介護事業所の利用定員（当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。）は、指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居（法第8条第20項又は第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。）ごとに、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を除く。）においては施設ごとに1日当たり3人以下とし、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設においてはユニットごとに当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入居者の数と当該共用型指定認知症対応型通所介護の利用者の数の合計が1日当たり12人以下となる数とする
とする
。

2　共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援、指定介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援の事業又は介護保険施設若しくは指定介護療養型医療施設の運営（以下
第83条第7項において
「指定居宅サービス事業等」という。）について3年以上の経験を有する者でなければならない。

（従業者の員数等）

第83条　指定小規模多機能型居宅介護の事業を行う者（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所」という。）ごとに置くべき指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たる従業者（以下「小規模多機能型居宅介護従業者」という。）の員数は、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者については、常勤換算方法で、通いサービス（登録者（指定小規模多機能型居宅介護を利用するために指定小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた者をいう。以下この章において同じ。）を指定小規模多機能型居宅介護事業所に通わせて行う小規模多機能型居宅介護をいう。以下この章において同じ。）の提供に当たる者をその利用者（当該指定小規模多機能型居宅介護事業者が指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型介護予防サービス等基準条例第45条第1項に規定する<u>指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下同じ</u>
指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下この章において同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定小規模多機能型居宅介護の事業と指定介護予防小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型介護予防サービス等基準条例第44条に規定する<u>指定介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ</u>
指定介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。以下この章において同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定小規模多機能型居宅介護又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護の利用者。以下この節及び次節において同じ。）の数が３又はその端数を増すごとに１以上及び訪問サービス（小規模多機能型居宅介護従業者が登録者の居宅を訪問し、当該居宅にお

いて行う小規模多機能型居宅介護（第７項に規定する本体事業所である指定小規模多機能型居宅介護事業所にあっては当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の居宅において行う指定小規模多機能型居宅介護を、同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあっては当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所に係る同項に規定する本体事業所並びに当該本体事業所
及び当該本体事業所
に係る他の同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所及び第 181 条第８項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の居宅において行う指定小規模多機能型居宅介護を含む。）をいう。以下この章において同じ。）の提供に当たる者を１以上とし、夜間及び深夜の時間帯を通じて指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者については、夜間及び深夜の勤務（夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務（宿直勤務を除く。）をいう。第５項において同じ。）に当たる者を１以上及び宿直勤務に当たる者を当該宿直勤務に必要な数以上とする。

（第２項から第５項まで省略）

6　次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護療養型医療施設 / 又は指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第２項第４号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）又は介護医療院（以下この表において「事業所等」という。）	介護職員
（省　　　略）		

7　第１項の規定にかかわらず、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定小規模多機能型居宅介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について３年以上の経験を有する指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（第 181 条第１項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）により設置される当該指定小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であって当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）に置くべき訪問サービスの提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められると

きは、１人以上とすることができる。

（第８項から第13項まで省略）

（管理者）

第84条　（第１項及び第２項省略）

３　前２項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第20条の２の２に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。）、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（第182条第２項に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）等の従業者又は訪問介護員等（介護福祉士又は法第８条第２項に規定する政令で定める者をいう。次条、第113条第２項、第114条、第182条第２項及び第183条において同じ。）として３年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、省令の規定により厚生労働大臣が別に定める研修を修了しているものでなければならない。

（指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者）

第85条　指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業者、訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、省令の規定により厚生労働大臣が別に定める研修を修了しているものでなければならない。

（協力医療機関等）

第105条　（第１項及び第２項省略）

３　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。

（管理者）

第113条　（第１項省略）

２　共同生活住居の管理者は、適切な指定認知症対応型共同生活介護を提供するために必要な知識及び経験を有し、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者又は訪問介護員等として、３年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、省令の規定により厚生労働大臣が別に定める研修を修了しているものでなければならない。

（指定認知症対応型共同生活介護事業者の代表者）

第114条　指定認知症対応型共同生活介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として、認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの提供を行う事業の経営に携わった経験を有する者であって、省令の規定により厚生労働大臣が別に定める研修を修了しているものでなければならない。

（指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針）

第119条　（第1項から第8項まで省略）
9　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
⑴　身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。
⑵　身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
⑶　介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。
10
9　（本文省略）

（協力医療機関等）
第127条　（第1項及び第2項省略）
3　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、指定認知症対応型共同生活介護の提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。

（従業者の員数）
第132条　（第1項から第3項まで省略）
4　第1項第2号の看護職員及び介護職員は、主として指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に当たるものとし、看護職員のうち1人以上、及び介護職員のうちそれぞれ1人以上は、常勤の者でなければならない。ただし、サテライト型特定施設（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所であって当該施設に対する支援機能を有するもの（以下この章において「本体

施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される指定地域密着型特定施設をいう。以下同じ。）にあっては、常勤換算方法で１以上とする。

（第５項及び第６項省略）

7　第１項第１号、第３号及び第４号並びに前項の規定にかかわらず、サテライト型特定施設の生活相談員、機能訓練指導員又は計画作成担当者については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

⑴　介護老人保健施設　支援相談員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士 若しくは作業療法士又は介護支援専門員

（第２号省略）

⑶　介護医療院　介護支援専門員

（第８項から第10項まで省略）

（指定地域密着型特定施設入居者生活介護の取扱方針）

第140条　（第１項から第７項まで省略）

8　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

⑴　身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を３月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

⑵　身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

⑶　介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のた

めの研修を定期的に実施すること。

9/8　（本文省略）

（従業者の員数）

第153条　（第1項から第3項まで省略）

4　第1項第1号の規定にかかわらず、サテライト型居住施設（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の指定介護老人福祉施設、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（この項の規定によるサテライト型居住施設であるものを除く。第8項第1号及び第17項並びに次条第1項第3号において同じ。）、介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所であって当該施設に対する支援機能を有するもの（以下この章において「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営されるユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下同じ。）の医師については、本体施設の医師により当該サテライト型居住施設の入居者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

（第5項から第7項まで省略）

8　第1項第2号及び第4号から第6号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

（第1号省略）

⑵　介護老人保健施設　支援相談員、栄養士、理学療法士、作業/若しく

療法士若しくは言語聴覚士又は介護支援専門員
は作業療法士

（第３号省略）

⑷　介護医療院　栄養士又は介護支援専門員

（第９項から第17項まで省略）

（サービス提供困難時の対応）

第155条　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居申込者が入院治療を必要とする場合その他入居申込者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設若しくは介護医療院を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

（指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針）

第159条　（第１項から第９項まで省略）

10　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

⑴　身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を３月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

⑵　身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

⑶　介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

11
10　（本文省略）

（緊急時等の対応）

第167条の２　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、現にユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他

必要な場合のため、あらかじめ、第153条第1項第1号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。

（運営規程）

第170条　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

（第1号から第6号まで省略）

⑺　緊急時等における対応方法

⑻/⑺　（本文省略）

⑼/⑻　（本文省略）

（従業者の員数等）

第181条　指定看護小規模多機能型居宅介護の事業を行う者（以下「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」という。）ごとに置くべき指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たる従業者（以下「看護小規模多機能型居宅介護従業者」という。）の員数は、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者については、常勤換算方法で、通いサービス（登録者（指定看護小規模多機能型居宅介護を利用するために指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた者をいう。以下同じ。）を指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に通わせて行う指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。）の提供に当たる者をその利用者の数が3又はその端数を増すごとに1

以上及び訪問サービス（看護小規模多機能型居宅介護従業者が登録者の居宅を訪問し、当該居宅において行う指定看護小規模多機能型居宅介護（第83条第7項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては当該本体事業所に係るサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所及びサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所
又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型介護予防サービス等基準条例第45条第7項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）の登録者の、第8項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の、同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に係る同項に規定する本体事業所、当該本体事業所に係る他の同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所及び当該本体事業所に係る第83条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の居宅において行う指定看護小規模多機能型居宅介護を含む。）をいう。以下
この章において
同じ。）の提供に当たる者を2以上とし、夜間及び深夜の時間帯を通じて指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者については、夜間及び深夜の勤務（夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務（宿直勤務を除く。）をいう。第6項において同じ。）に当たる者を1以上及び宿直勤務に当たる者を当該宿直勤務に必要な数以上とする。

（第２項から第５項まで省略）

６　宿泊サービス（登録者を指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に宿泊させて行う指定看護小規模多機能型居宅介護（第83条第７項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては当該本体事業所、当該本体事業所に係るサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の心身の状況を勘案し、その処遇に支障がない場合に、当該登録者を当該本体事業所に宿泊させて行う指定看護小規模多機能型居宅介護を、第８項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の心身の状況を勘案し、その処遇に支障がない場合に、当該登録者を当該本体事業所に宿泊させて行う指定看護小規模多機能型居宅介護を含む。）をいう。以下同じ。）の利用者がいない場合であって、夜間及び深夜の時間帯を通じて利用者に対して訪問サービスを提供するために必要な連絡体制を整備しているときは、第１項の規定にかかわらず、夜間及び深夜の時間帯を通じて夜間及び深夜の勤務並びに宿直勤務に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。

７　指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす看護小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、当該各号に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、当該看護小規模多機能型居宅介護従

業者は、当該各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。

（第１号から第４号まで省略）

⑸　介護医療院

８　第１項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応し、利用者に対し適切な看護サービスを提供できる体制にある指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について３年以上の経験を有する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者により設置される当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であって、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの（以下「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営され、利用者に対し適切な看護サービスを提供できる体制にあるものをいう。以下同じ。）に置くべき訪問サービスの提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、２人以上とすることができる。

９　第１項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、夜間及び深夜の時間帯を通じて本体事業所において宿直勤務を行う看護小規模多機能型居宅介護従業者により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護

事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯を通じて宿直勤務を行う看護小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。

10　第4項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、看護職員の員数は、常勤換算方法で1以上とする。

11/8　（本文省略）

12/9　（本文省略）

13　第11項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、本体事業所の介護支援専門員により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対して居宅サービス計画の作成が適切に行われるときは、介護支援専門員に代えて、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する前項の省令の規定により厚生労働大臣が別に定める研修を修了している者（以下「研修修了者」という。）を置くことができる。

14/10　（本文省略）

（管理者）

第182条　（第1項省略）

2　前項本文の規定にかかわらず、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、本体事業所の管理者をもって充てることができる。

3/2　第1項/前項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居

宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（指定複合型サービスの事業を行う事業所をいう。以下同じ。）等の従業者若しくは訪問介護員等として３年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、省令の規定により厚生労働大臣が別に定める研修を修了しているもの又は保健師若しくは看護師でなければならない。

（指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の代表者）

第183条　指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業者、訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者若しくは保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、省令の規定により厚生労働大臣が別に定める研修を修了しているもの又は保健師若しくは看護師でなければならない。

（登録定員及び利用定員）

第184条　指定看護小規模多機能型居宅介護事業所は、その登録定員（登録者の数の上限をいう。以下この章において同じ。）を29人（サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、18人）以下とする。

２　指定看護小規模多機能型居宅介護事業所は、次に掲げる範囲内において、通いサービス及び宿泊サービスの利用定員（当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所におけるサービスごとの１日当たりの利用者の数の上限をいう。以下この章において同じ。）

を定めるものとする。

⑴　通いサービス　登録定員の２分の１から15人（登録定員が25人を超える指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては12人）まで

（表省略）

⑵　宿泊サービス　通いサービスの利用定員の３分の１から９人（サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、６人）まで

（設備及び備品等）

第185条　（第１項省略）

２　前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

（第１号省略）

⑵　宿泊室

（アからエまで省略）

オ　指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が診療所である場合であって、当該指定看護小規模多機能型居宅介護の利用者へのサービスの提供に支障がない場合には、当該診療所が有する病床については、宿泊室を兼用することができる。

（第３号、第４号、第３項及び第４項省略）

（看護小規模多機能型居宅介護計画及び看護小規模多機能型居宅介護報告書の作成）

第189条　指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、介護支援専門員（第181条第13項の規定により介護支援専門員を配置していないサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業

所にあっては、研修修了者。以下同じ。）に第４項に規定する看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に関する業務を、看護師等（准看護師を除く。第９項において同じ。）に同項に規定する看護小規模多機能型居宅介護報告書の作成に関する業務を担当させるものとする。

（第２項から第10項まで省略）

（準用）

第192条　第10条から第14条まで、第21条、第23条、第29条、第35条から第39条まで、第41条、第42条、第60条の11、第60条の13、第60条の17
第60条の17第１項から第４項まで、第88条から第91条まで、第94条から第96条まで、第98条、第99条、第101条から第106条まで及び第108条の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第10条第１項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第192条において準用する第101条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第60条の11第２項中「この節」とあるのは「第10章第４節」と、第60条の13第２項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第60条の17第１項中「地域密着型通所介護について」とあるのは「指定看護小規模多機能型居宅介護について」と、「６月」とあるのは「２月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、第88条中「第83条第12項」とあるのは「

第181条第13項」と、第90条及び第98条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第108条中「第83条第6項」とあるのは「第181条第7項各号」と読み替えるものとする。

附　則

（第1項から第14項まで省略）

15　一般病床（医療法第7条第2項第5号に規定する一般病床をいう。以下同じ。）、精神病床（同項第1号に規定する精神病床で、健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第4条第2項に規定する病床に係るものに限る。以下同じ。）若しくは療養病床（医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の一般病床若しくは療養病床を平成36年3月31日／平成30年3月31日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム（老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）をし、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、第154条第1項第4号の規定にかかわらず、当該転換に係る廊下の幅については、1.2メートル以上とする。ただし、中廊下の幅は、1.6メートル以上とする。

（第16項省略）

17　第132条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換（当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。以下同じ。）を行って指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定地域密着型特定施設（介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定地域密着型特定施設をいう。以下同じ。）の生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の員数の基準は、次のとおりとする。

⑴　機能訓練指導員　併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士により当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができること。

⑵　生活相談員又は計画作成担当者　当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の実情に応じた適当数

18　第134条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換を行って指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定地域密着型特定施設においては、併設される介護老人保健

施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設に浴室、便所及び食堂を設けないことができる。

横浜市指定居宅介護支援の事業の人員、運営等の基準に関する条例（抜粋）

（上段　改正案／下段　現　行）

（基本方針）

第３条　（第１項及び第２項省略）

３　指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の指定居宅サービス等事業者等（上段）／指定居宅サービス等事業者（下段）に不当に偏することのないよう公正中立に行わなければならない。

４　指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の事業の運営に当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、地域包括支援センター（法第115条の46第１項に規定する地域包括支援センターをいう。）、老人介護支援センター（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の７の２に規定する老人介護支援センターをいう。）、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、指定居宅サービス等事業者、介護保険施設、指定特定相談支援事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号

）第51条の17第１項第１号に規定する指定特定相談支援事業者をいう。）、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めなければならない。

（介護支援専門員の員数）

第５条　指定居宅介護支援事業者は、当該指定に係る事業所（以下「指定居宅介護支援事業所」という。）ごとに１以上の員数の指定居宅介護支援の提供に当たる介護支援専門員（以下次条第２項を除き、「介護支援専門員」という。）であって常勤であるものを置かなければならない。

（第２項省略）

（管理者）

第６条　（第１項省略）

２　前項に規定する管理者は、主任介護支援専門員（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第１号イ⑶に規定する主任介護支援専門員をいう。）
介護支援専門員
でなければならない。

（第３項省略）

（内容及び手続の説明及び同意）

第７条　（第１項省略）

２　指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画（法第８条第24項に規定する居宅サービス計画をいう。以下同じ。）が第３条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス等事業者等を紹介するよう求めることができる
である
こと等につき説明を行い、理解を得なければならない。

3　指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には、当該利用者に係る介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。

$\frac{4}{3}$　指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族から申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、$\frac{\text{第}}{\text{第}}$
$\frac{\text{7項}}{\text{6項}}$で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

（第1号及び第2号省略）

$\frac{5}{4}$　（本文省略）

$\frac{6}{5}$　$\frac{\text{第4項第1号}}{\text{第3項第1号}}$の「電子情報処理組織」とは、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

$\frac{7}{6}$　指定居宅介護支援事業者は、$\frac{\text{第4項}}{\text{第3項}}$の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

⑴　$\frac{\text{第4項各号}}{\text{第3項各号}}$に規定する方法のうち指定居宅介護支援事業者が

使用するもの

（第２号省略）

8/7　（本文省略）

（指定居宅介護支援の具体的取扱方針）

第16条　指定居宅介護支援の方針は、第３条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

（第１号から第８号まで省略）

⑼　介護支援専門員は、サービス担当者会議（介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催により、当該利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、利用者（末期の悪性腫瘍の患者に限る。）の心身の状況等により、主治の医師又は歯科医師（以下「主治の医師等」という。）の意見を勘案して必要と認める場合その他のやむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

（第10号から第13号まで省略）

⒀の２　介護支援専門員は、指定居宅サービス等事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔（くう）機能その他の利用者の心身又は生活

の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供するものとする。

（第14号から第18号まで省略）

⒅の２　介護支援専門員は、居宅サービス計画に厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護（厚生労働大臣が定めるものに限る。以下同じ。）を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市町村に届け出なければならない。

⒆　介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、当該利用者の同意を得て主治の医師等／主治の医師又は歯科医師（以下「主治の医師等」という。）の意見を求めなければならない。

⒆の２　前号の場合において、介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付しなければならない。

（第20号から第27号まで省略）

横浜市指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例（抜粋）

（上段　改正案／下段　現　行）

目次

（第１章から第９章まで省略）

第10章　介護予防短期入所生活介護

（第１節から第６節まで省略）

第７節　共生型介護予防サービスに関する基準（第154条の２―第154条の４）

（第11章から第15章まで及び附則省略）

（定義）

第２条　（第１項省略）

２　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（第１号から第４号まで省略）

⑸　共生型介護予防サービス　法第115条の２の２第１項の申請に係る法第53条第１項本文の指定を受けた者による指定介護予防サービスをいう。

⑹/⑸　（本文省略）

（従業者/理学療法士等の員数）

第71条　指定介護予防訪問リハビリテーションの事業を行う者（以下「指定介護予防訪問リハビリテーション事業者」という。）が/は当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防訪問リハビリテーション事業所」という。）ごとに置くべき従業者の員数は、次のとおりとする/、指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下「理学療法士等」という。）を置かなければならない。

⑴　医師　指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たらせるために必要な１以上の数

⑵　理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下「理学療法士

等」という。）　１以上

２　前項第１号の医師は、常勤でなければならない。

3
2
　指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が指定訪問リハビリテーション事業者（指定居宅サービス等基準条例第72条第１項に規定する指定訪問リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問リハビリテーションの事業と指定訪問リハビリテーション（指定居宅サービス等基準条例第71条に規定する指定訪問リハビリテーションをいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第72条第１項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、第１項 / 前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第72条　指定介護予防訪問リハビリテーション事業所は、病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院 / 又は介護老人保健施設であって、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けているとともに、指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に必要な設備及び備品等を備えているものでなければならない。

（第２項省略）

第79条　指定介護予防サービスに該当する介護予防居宅療養管理指導（以下「指定介護予防居宅療養管理指導」という。）の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、医師、歯科医師、薬剤師 / 、看護職員（歯科衛生士が行う介護予防居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を除いた保健師、看護師又は准看護師をいう。以下この章において同じ。）、歯科衛生士（歯科衛

生士が行う介護予防居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を含む。以下同じ。）又は管理栄養士が、通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第80条　指定介護予防居宅療養管理指導の事業を行う者（以下「指定介護予防居宅療養管理指導事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防居宅療養管理指導事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下「介護予防居宅療養管理指導従業者」という。）の員数は、次に掲げる指定介護予防居宅療養管理指導事業所の種類の区分に応じ、次に定めるとおりとする。

⑴　病院又は診療所である指定介護予防居宅療養管理指導事業所

（ア省略）

イ　薬剤師、看護職員、歯科衛生士又は管理栄養士　その提供する指定介護予防居宅療養管理指導の内容に応じた適当数

（第2号省略）

⑶　指定訪問看護ステーション等（指定訪問看護ステーション（指定居宅サービス等基準条例第56条第1項第1号に規定する指定訪問看護ステーションをいう。）及び指定介護予防訪問看護ステーションをいう。以下同じ。）である指定介護予防居宅療養管理指導事業所における看護職員　それぞれ第56条第1項第1号ア又は指定居宅サービス等基準条例第56条第1項第1号アに規定する指定訪問看護ステーション等として必要とされる数

以上

（第２項省略）

第81条　指定介護予防居宅療養管理指導事業所は、病院、診療所又は薬局（、薬局又は指定訪問看護ステーション等）であって、指定介護予防居宅療養管理指導の事業の運営に必要な広さを有しているほか、指定介護予防居宅療養管理指導の提供に必要な設備及び備品等を備えているものでなければならない。

（第２項省略）

（運営規程）

第83条　指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、指定介護予防居宅療養管理指導事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

（第１号から第４号まで省略）

(5)　通常の事業の実施地域

(6)（(5)）　（本文省略）

（指定介護予防居宅療養管理指導の具体的取扱方針）

第87条　（第１項及び第２項省略）

3　看護職員の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)　指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、介護予防支援事業者等に対する介護予防サービス計画の作成等に必要な情報提供並びに利用者に対する療養上の相談及び支援を行うこと。

(2)　指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁

寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は助言を行うこと。

⑶　それぞれの利用者について、提供した指定介護予防居宅療養管理指導の内容について、速やかに記録を作成するとともに、医師又は介護予防支援事業者等に報告すること。

第106条　指定介護予防通所リハビリテーション事業所は、指定介護予防通所リハビリテーションを行うにふさわしい専用の部屋等であって、3平方メートルに利用定員（当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所において同時に指定介護予防通所リハビリテーションの提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節及び次節において同じ。）を乗じて得た面積以上のものを有しなければならない。ただし、当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所が介護老人保健施設又は介護医療院である場合にあっては、当該専用の部屋等の面積に利用者用に確保されている食堂（指定介護予防通所リハビリテーションに供用されるものに限る。）の面積を加えるものとする。

（第2項及び第3項省略）

（従業者の員数）

第117条　（第1項から第3項まで省略）

4　特別養護老人ホーム、養護老人ホーム（老人福祉法第20条の4に規定する養護老人ホームをいう。以下同じ。）、病院、診療所、介護老人保健施設若しくは介護医療院
若しくは介護老人保健施設又は特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設（以下「特別養護老

人ホーム等」という。）に併設される指定介護予防短期入所生活介護事業所であって、当該特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行われるもの（以下「併設事業所」という。）については、同法、医療法又は法に規定する特別養護老人ホーム等として必要とされる数の従業者に加えて、第１項各号に掲げる介護予防短期入所生活介護従業者を確保するものとする。

（第５項から第９項まで省略）

第７節　共生型介護予防サービスに関する基準

（この節の趣旨）

第154条の２　第１節から前節までの規定にかかわらず、介護予防短期入所生活介護に係る共生型介護予防サービス（以下「共生型介護予防短期入所生活介護」という。）の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

（共生型介護予防短期入所生活介護の基準）

第154条の３　共生型介護予防短期入所生活介護の事業を行う指定短期入所事業者（横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第64号。以下「指定障害福祉サービス基準条例」という。）第103条第１項に規定する指定短期入所事業者をいい、指定障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第１項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下同じ。）が指定短期入所（指定障害福祉サービス基準条例第99条に規定する指定短期入所をいう。以下同じ。）の事業を行う事業所として当該施設と一体的に運営を行う事

業所又は指定障害者支援施設がその施設の全部又は一部が利用者に利用されていない居室を利用して指定短期入所の事業を行う場合において、当該事業を行う事業所（以下「指定短期入所事業所」という。）において指定短期入所を提供する事業者に限る。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

⑴　指定短期入所事業所の居室の面積を、指定短期入所の利用者の数と共生型介護予防短期入所生活介護の利用者の数の合計数で除して得た面積が9.9平方メートル以上であること。

⑵　指定短期入所事業所の従業者の員数が、当該指定短期入所事業所が提供する指定短期入所の利用者の数を指定短期入所の利用者及び共生型介護予防短期入所生活介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定短期入所事業所として必要とされる数以上であること。

⑶　共生型介護予防短期入所生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定介護予防短期入所生活介護事業所（共生型介護予防短期入所生活介護の事業を行うものを除く。）その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（準用）

第154条の4　第46条の3から第46条の7まで、第46条の9、第46条の10、第46条の13、第47条の2、第47条の3、第49条、第50条の4から第50条の8まで、第50条の11、第108条の2、第108条の4、第116条及び第118条並びに第4節（第132条を除く。）及び第5節の規定は、共生型介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第50条の4中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介

護の提供に当たる従業者（以下「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」という。）」と、第108条の2第2項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」と、第121条第1項及び第125条中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」と、第131条第1項第1号中「次条において準用する第108条の2第1項」とあるのは「第108条の2第1項」と、同条第2項第3号中「次条において準用する第46条の13第2項」とあるのは「第46条の13第2項」と、同項第4号中「次条において準用する第47条の3」とあるのは「第47条の3」と、同項第5号中「次条において準用する第50条の8第2項」とあるのは「第50条の8第2項」と読み替えるものとする。

第156条　指定介護予防短期入所療養介護の事業を行う者（以下「指定介護予防短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防短期入所療養介護事業所」という。）ごとに置くべき指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たる従業者（以下「介護予防短期入所療養介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。

（第1号から第4号まで省略）

⑸　介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、当該指定介護予防短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士の員数は、それぞれ、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合における法に規定する介護医療院として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。

（第２項省略）

第157条　指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次のとおりとする。

（第１号から第３号まで省略）

⑷　診療所（療養病床を有するものを除く。）である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、次に掲げる要件に適合すること。

（ア省略）

イ　食堂及び浴室を有すること。

（ウ省略）

⑸　介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院（横浜市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（平成　年　月横浜市条例第　号）第43条に規定するユニット型介護医療院をいう。以下同じ。）に関するものを除く。）を有することとする。

（第２項及び第３項省略）

（対象者等）

第158条　指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況若しくは病状により、又はその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等を受ける必要がある者を対象に、介護老人保健施設若しくは介護医療院の療養室、病院の療養病床に係る病室、診療所の指定介護予防短期入所療養介護を提供する病室又は病院の老人性認知症疾患療養病棟（健康保険

法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第4条第2項に規定する病床により構成される病棟をいう。以下同じ。）において指定介護予防短期入所療養介護を提供するものとする。

（定員の遵守）

第162条　指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時に指定介護予防短期入所療養介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

（第1号から第3号まで省略）

⑷　介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合において入所定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数

第174条　ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業を行う者（以下「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所」という。）の設備に関する基準は、次のとおりとする

介護老人保健施設であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護老人保健施設に関するものに限る。）を有することとする。

⑴　介護老人保健施設であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護老人保健施設に

関するものに限る。）を有することとする。

⑵　介護医療院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院に関するものに限る。）を有することとする。

（第２項省略）

（定員の遵守）

第178条　ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次に掲げるユニット型介護老人保健施設であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所について、利用者（当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者がユニット型指定短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業とユニット型指定短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定介護予防短期入所療養介護及び指定短期入所療養介護の利用者。以下この条において同じ。）を当該ユニット型介護老人保健施設の入居者とみなした場合において入居定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数以上の利用者に対して同時に指定介護予防短期入所療養介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

⑴　ユニット型介護老人保健施設であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、利用者を当該ユニット型介護老人保健施設の入居者とみなした場合において入居定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数

⑵　ユニット型介護医療院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、利用者を当該ユニット型介護医療院の入居者とみなした場合において入居定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数

（従業者の員数）

第186条　（第1項から第7項まで省略）

8　第2項第2号の看護職員及び介護職員は、主として指定介護予防特定施設入居者生活介護及び指定特定施設入居者生活介護の提供に当たるものとし、看護職員及び介護職員のうちそれぞれ
のうち1人以上及び介護職員のうち1人以上は常勤でなければならない。ただし、指定介護予防特定施設入居者生活介護のみを提供する場合は、介護職員及び看護職員のうちいずれか1人が常勤であれば足りるものとする。

（身体的拘束等の禁止）

第194条　（第1項から第4項まで省略）

5　指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

⑴　身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

⑵　身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

⑶　介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

（指定介護予防福祉用具貸与の具体的取扱方針）

第233条　福祉用具専門相談員の行う指定介護予防福祉用具貸与の方針は、第220条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取

扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

⑴　指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行い、福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、<u>利用料、全国平均貸与価格等</u>
利用料等に関する情報を提供し、個別の福祉用具の貸与に係る同意を文書により得るものとする。

（第2号から第6号まで省略）

<u>⑺</u>　<u>指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、同一種目における機能及び価格帯の異なる複数の福祉用具に関する情報を利用者に提供するものとする。</u>

（介護予防福祉用具貸与計画の作成）

第234条　（第1項から第3項まで省略）

4　福祉用具専門相談員は、介護予防福祉用具貸与計画を作成した際には、当該介護予防福祉用具貸与計画を当該利用者<u>及び当該利用者に係る介護支援専門員</u>に交付しなければならない。

（第5項から第8項まで省略）

附　則

（第1項から第21項まで省略）

<u>22</u>　<u>第186条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換（当該病院の療養</u>

病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホーム（老人福祉法第20条の６に規定する軽費老人ホームをいう。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。以下同じ。）を行って指定介護予防特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護を除く。）の事業を行う医療機関併設型指定介護予防特定施設（介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定介護予防特定施設をいう。以下同じ。）の生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の員数の基準は、次のとおりとする。

⑴　機能訓練指導員　併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士により当該医療機関併設型指定介護予防特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができること。

⑵　生活相談員又は計画作成担当者　当該医療機関併設型指定介護予防特定施設の実情に応じた適当数

23　第210条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年３月31日までの間に転換を行って外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定介護予防特定施設の生活相談員及び計画作成担当者の員数の基準は、当該医療機関併設型指定介護予防特定施設の実情に応じた適当数とする。

24　第188条及び第212条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年３月31日までの間に転換を行って指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定介護予防特定施設においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定介護予防特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該医療機関併設型指定介護予防特定施設に浴室、便所及び食堂を設けないことができる。

横浜市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例（抜粋）

（上段　改正案／下段　現　行）

（従業者の員数）

第６条　単独型指定介護予防認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等（特別養護老人ホーム（老人福祉法第20条の５に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）、同法第20条の４に規定する養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院、社会福祉施設又は特定施設をいう。以下同じ。）に併設されていない事業所において行われる指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業を行う者及び併設型指定介護予防認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等に併設さ

れている事業所において行われる指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業を行う者（以下「単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。

（第１号から第３号まで及び第２項から第７項まで省略）

（利用定員等）

第10条　共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の利用定員（当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。）は、指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居（法第８条第20項又は第８条の２第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。）ごとに、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（指定地域密着型サービス基準等条例第 152 条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下同じ。）を除く。）においては施設ごとに１日当たり３人以下とし、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設においてはユニットごとに当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入居者の数と当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者の数の合計が１日当たり12人以下となる数とする とする。

（第２項省略）

（従業者の員数等）

第45条　（第１項から第５項まで省略）

６　次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護療養型医療施設 又は指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第７条第２項第４号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）又は介護医療院（以下この表において「事業所等」という。）	介護職員
（省　　　　略）		

（第７項から第13項まで省略）

（管理者）

第46条　（第１項及び第２項省略）

３　前２項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第20条の２の２に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。）、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事

業所（指定地域密着型サービス基準等条例第182条第2項に規定する指定複合型サービス事業所をいう。以下
次条において同じ。）、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者又は訪問介護員等（介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。以下
次条、第74条第2項及び第75条において同じ。）として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、省令の規定により厚生労働大臣が別に定める研修を修了しているものでなければならない。

（指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の代表者）

第47条　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、省令の規定により厚生労働大臣が別に定める研修を修了しているものでなければならない。

（協力医療機関等）

第62条　（第1項及び第2項省略）

3　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。

（管理者）

第74条　（第１項省略）

２　共同生活住居の管理者は、適切な指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供するために必要な知識及び経験を有し、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者又は訪問介護員等として、３年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、省令の規定により厚生労働大臣が別に定める研修を修了しているものでなければならない。

（指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の代表者）

第75条　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として、認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの提供を行う事業の経営に携わった経験を有する者であって、省令の規定により厚生労働大臣が別に定める研修を修了しているものでなければならない。

（身体的拘束等の禁止）

第80条　（第１項から第４項まで省略）

５　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

⑴　身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を３月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者

その他の従業者に周知徹底を図ること。

⑵　身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

⑶　介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

（協力医療機関等）

第85条　（第１項及び第２項省略）

３　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。

横浜市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営、指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例（抜粋）

（上段　改正案／下段　現　行）

（基本方針）

第３条　（第１項から第３項まで省略）

４　指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の事業の運営に当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、地域包括支援センター（法第115条の46第１項に規定する地域包括支援センターをいう。以下同じ。）、老人介護支援センター（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の７の２に規定する老人介護支援センターをいう。）、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、指定介護予防サー

ビス等事業者、介護保険施設、指定特定相談支援事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者をいう。）、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めなければならない。

（内容及び手続の説明及び同意）

第7条　（第1項省略）

2　指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、介護予防サービス計画（法第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画をいう。以下同じ。）が第3条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるもので/で
あり、利用者は複数の指定介護予防サービス等事業者等を紹介す/ある
るよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。

3　指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には、担当職員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。

4/3　（本文省略）

5/4　（本文省略）

6/5　第4項第1号/第3項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組

織をいう。

$\frac{7}{6}$　指定介護予防支援事業者は、$\frac{\text{第４項}}{\text{第３項}}$の規定により第１項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

⑴　$\frac{\text{第４項各号}}{\text{第３項各号}}$に規定する方法のうち指定介護予防支援事業者が使用するもの

（第２号省略）

$\frac{8}{7}$　（本文省略）

（指定介護予防支援の具体的取扱方針）

第33条　指定介護予防支援の方針は、第３条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

（第１号から第８号まで省略）

⑼　担当職員は、サービス担当者会議（担当職員が介護予防サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該介護予防サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

（第10号から第14号まで省略）

⒁の２　担当職員は、指定介護予防サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔（くう）機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供するものとする。

（第15号から第21号まで省略）

(21)の２　前号の場合において、担当職員は、介護予防サービス計画を作成した際には、当該介護予防サービス計画を主治の医師等に交付しなければならない。

（第22号から第28号まで省略）